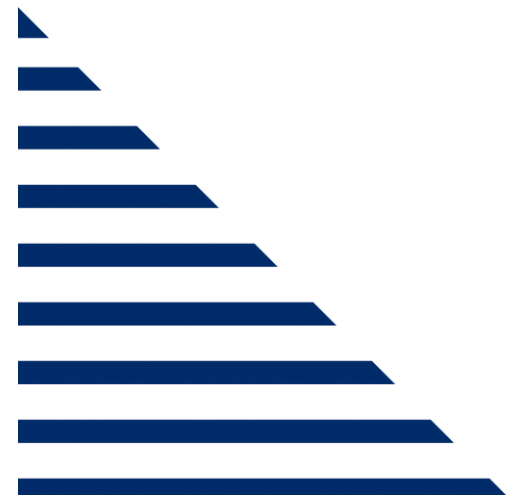




長岡京市男女共同参画計画 第8次計画（案）

《令和8年度～令和12年度》

令和7（2025）年10月



長岡京市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画社会とは	3
3. 世界・国・京都府の動向	4
4. 長岡京市の状況.....	7
5. 第7次計画のまとめ	9
第2章 計画の概要	15
1. 計画策定の目的	15
2. 計画の位置づけ.....	15
3. 計画の期間.....	15
4. 基本理念	16
5. 計画の体系	17
第3章 計画の内容	19
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備...	19
重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍	26
重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援	38
重点目標Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現.....	46
第4章 計画の推進に向けて	50
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進行管理.....	51

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、昭和 60（1985）年に女性の地位向上と健康と福祉の増進を図るため府内でいち早く「婦人行動計画」を策定以降、平成 22（2010）年には「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、各種施策を通じて男女共同参画社会の実現を目指してきました。

令和 2（2020）年度には、令和 7（2025）年度を目標年度とする「長岡京市男女共同参画計画（第 7 次計画）」（以下「第 7 次計画」という。）を策定し、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けジェンダー平等・ジェンダー主流化の視点を反映する取組を計画的に進めてきました。

この間、国では「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）などをはじめとした法律の制定・改正などにより、男性の育児休業取得促進や女性活躍に関する事業所の取組の義務化などが進み、女性が社会で活躍できる環境の整備が進んできています。また、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）も制定されました。

一方で、根強く残る固定的な性別役割分担意識や男女間の賃金格差、配偶者等からの暴力など、依然として多くの課題が残されており、様々な場面で男女共同参画が進んでいない現状があります。本市が令和 6（2024）年に実施した「長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」（以下「市民・事業所意識調査」という。）では、この 5 年間で「男女平等の考え方」が「前進した」と回答した割合は男女ともに 6 割を超えているものの、「社会全般として」の平等感は低い結果となり、実際の生活の中で男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況にあります。（図表 P 2）

このような状況を踏まえ、「長岡京市男女共同参画推進条例」を基に、社会経済情勢の変化や、国及び京都府の方向性、第 7 次計画における進捗状況及び市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取組を計画的に推進するため「長岡京市男女共同参画計画（第 8 次計画）」を策定するものです。

◆ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。生物学的性別（セックス/sex）とは別に、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダー主流化

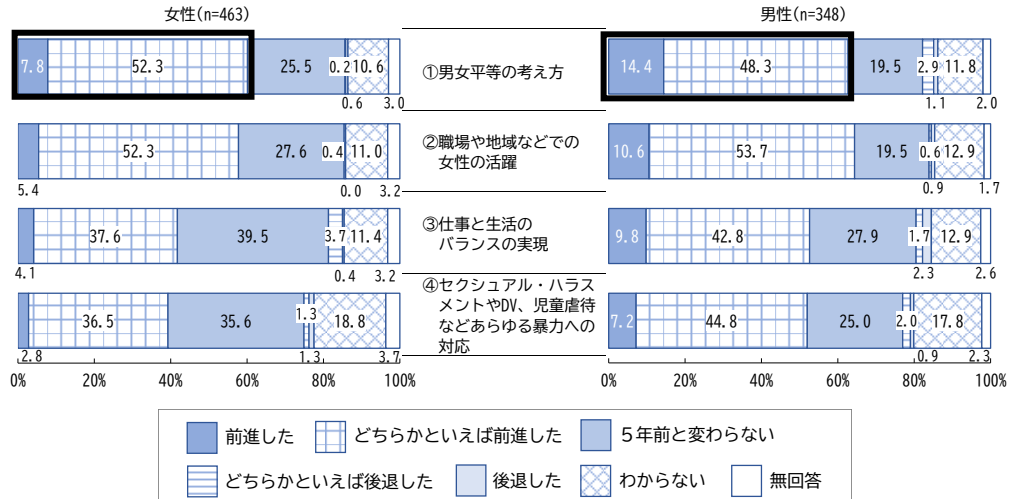
あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいう。

◆市民・事業所意識調査

男女共同参画社会に関する意識と実態を把握するため、市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出し実施した市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）と、市内の 200 事業所（令和 3 年経済センサス活動調査から無作為抽出）を対象とした事業所意識調査（以下「事業所意識調査」という。）を令和 6 年度に実施。

【男女共同参画にかかわる変化（市民意識調査）】

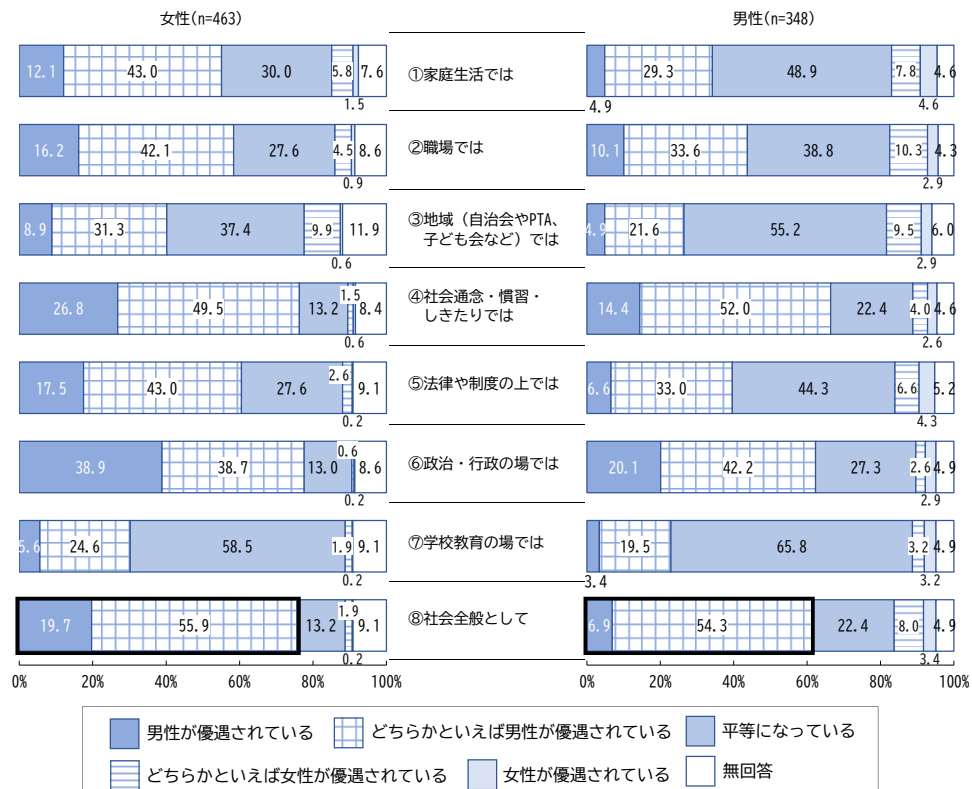
男女共同参画の5年間の変化をたずねたところ、「男女平等の考え方」について男女とも『前進』（「前進した」「どちらかといえば前進した」の合計）と回答した人は6割を超えています。また、男性は、いずれの項目も『前進』が過半数を占めています。一方、女性は「③仕事と生活のバランスの実現」「④セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待などあらゆる暴力への対応」において『前進』が過半数を下回り、かつ男性より10ポイント以上低くなっています。



【社会における男女の平等感（市民意識調査）】

⑧社会全般として、女性では75.6%、男性では61.2%が『男性優遇』（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と感じており、その他の項目においても、女性の方が『男性優遇』と感じています。

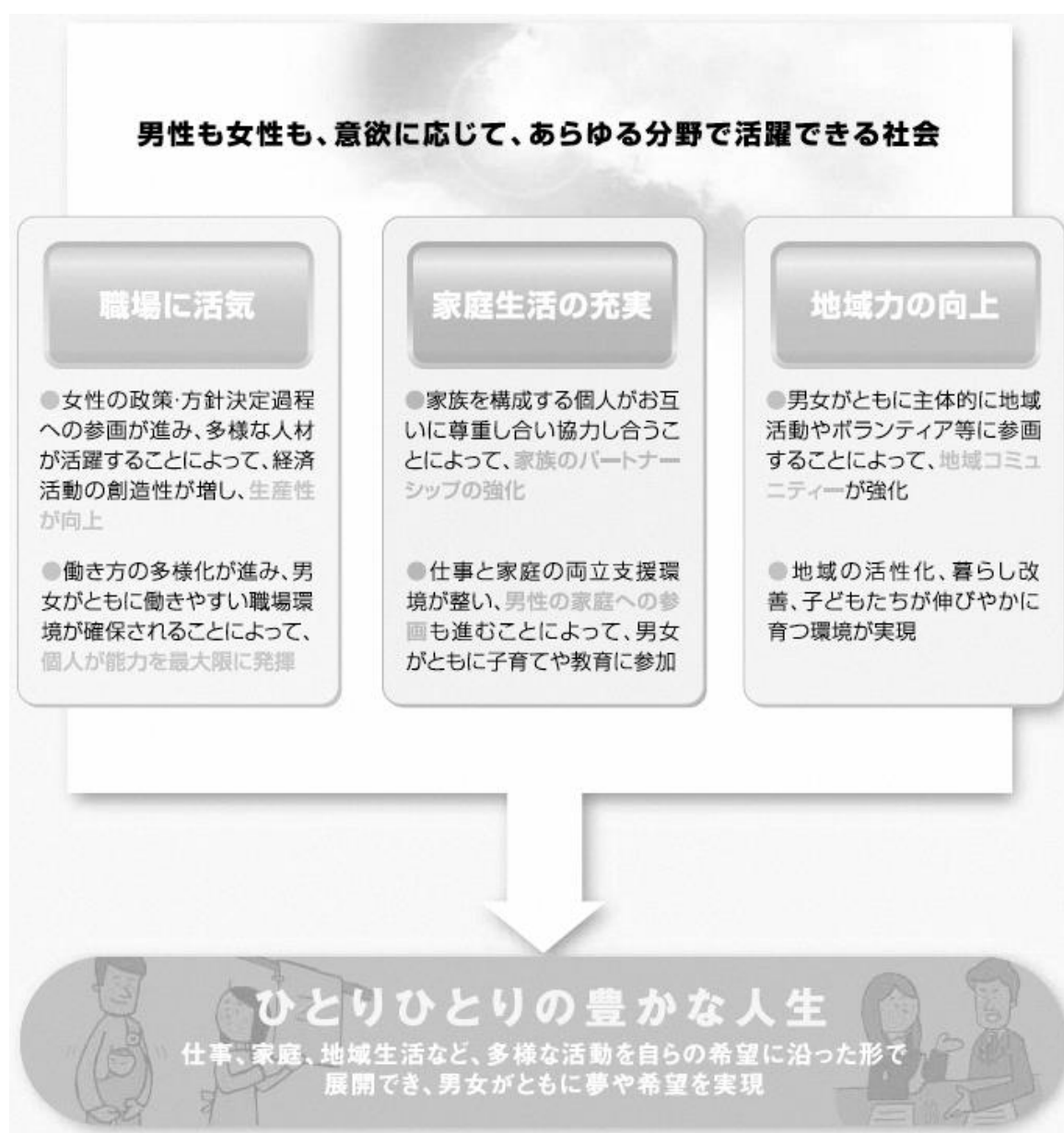
特に、①家庭生活では、男性の34.2%が『男性優遇』と感じていることにに対し、女性では55.1%と20ポイントも高い結果となっています。②職場においても、男性の43.7%が『男性優遇』と感じていることにに対し、女性では58.3%と15ポイント近く高い結果となっています。



2. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望み形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。



出典：男女共同参画局ホームページ

◆男女平等と男女共同参画

男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することをいい、それによって男女平等が達成できるものである。

3. 世界・国・京都府の動向

(1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取組は、国連を中心に進められてきました。昭和 50 (1975) 年を国際婦人年と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。その後、女性への差別撤廃と社会的地位の向上を実現させるための行動を続けられてきました。

平成 7 (1995) 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」と謳われ、その後の女性政策の国際的な指針となっている「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成 23 (2011) 年には、UN Women が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として活動を始めました。平成 27 (2015) 年に決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標 (SDGs)」において、ジェンダー平等、女性リーダーシップ増進や能力強化、活躍の場の拡大 (エンパワーメント)、暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が進められています。

令和 5 (2023) 年にジェンダー主流化の流れをより強固なものとするとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に関する取組の国際社会への発信及び一層の進展の契機とするため日本で G7 サミットが開催され、共同声明「日光声明」が採択されました。この声明では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女児に与えた不均衡な影響について、その背景にある構造的な課題に立ち返りつつ、包括的に分析・検討され、特に女性の経済的自立やジェンダーに基づく暴力などの課題などに関し、今後の取組方針を分野横断的かつ体系的に整理されました。

また、令和 7 (2025) 年は、平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 周年 (「北京+30」) となり、3 月の第 69 回国連女性の地位委員会 (CSW) や 8 月には APEC 「女性と経済フォーラム」など国際会議が開催されています。

世界経済フォーラムが令和 7 (2025) 年 6 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 148 か国中 118 位と低く、前年 (146 か国中 118 位) と同順位となっています。特に政治・経済分野が低い結果となっており、ジェンダー平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況です。(図表 P28)

◆エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といった power (力) を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあたり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられ power (力) を奪われてしまう。自分の中にある power (力) に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

◆SDGs (持続可能な開発目標)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。

(2) 国の動き

我が国では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画社会基本計画」を策定し、5 年ごとに見直しが行われています。

令和 6（2024）年 4 月制定の「困難女性支援法」には、女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施することが定められています。また、同月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）改正法が施行され、身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで保護対象を拡大するなど、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化などが規定されました。

雇用の分野においては、「女性活躍推進法」に関する制度改正が行われ、従業員 101 人以上の事業主に対し「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務付けられました。さらに、期限を 10 年間延長し、健康上の特性や就業環境への措置に関する事項を追記し女性が活躍できる就業環境の整備が図られました。また、「育児・介護休業法」の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の充実、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の取組等が盛り込まれています。

女性版骨太の方針 2025 では、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指し、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現、女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化を掲げています。女性が地方での生活を選択しない傾向が強まっており、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向けた取組が求められております。女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、経済社会にイノベーションをもたらすため、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画を 2030 年までに 30%にする目標（『2030 年 30%』の目標）の達成に向け、ポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供や働きかけ、連携が行われています。

◆ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆イノベーション

技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

◆積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的格差是正措置は国や地方公共団体の責務とされている。女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。

令和 8（2026）年からの「第 6 次男女共同参画基本計画」では、第 5 次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などが強化されます。

また、男女共同参画社会基本法の改正や独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」、「人材の確保等」が追加され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけされるとともに、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構が令和 8（2026）年 4 月 1 日に設立されます。

（3）京都府の動き

京都府では、令和 3（2021）年 3 月に、令和 12（2030）年度までの 10 年間を計画期間とする「KYOのあけぼのプラン（第 4 次）-京都府男女共同参画計画-」が策定され、施策の方向性に「ジェンダー平等の実現」など、社会潮流に沿った新たな視点が盛り込まれています。

女性活躍に向けては、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議（地域会議）」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」が開設されており、令和 2（2020）年には、女性活躍の流れを加速し、新たな働き方のムーブメントを全国に発信していくため、女性活躍推進サミット「**WIT** K y o t o」を開催されました。

令和 6（2024）年 3 月には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 5 次）」を策定し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、**D V**を容認しない社会のさらなる実現を目指されています。

また、同月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現のために府が実施すべき施策等を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」を策定されました。

令和 8（2026）年 3 月に、制定から 5 年が経過し国の動向等を踏まえて中間見直しをされた「KYOのあけぼのプラン（第 4 次）後期施策」が策定されることとなっています。

◆WIT

WITとは、WORK & WOMEN IN INNOVATION SUMMITの略称。2016年に開催された伊勢志摩サミットの首脳宣言を受け、「あらゆる分野における女性活躍」をテーマに全国で開催されている。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)

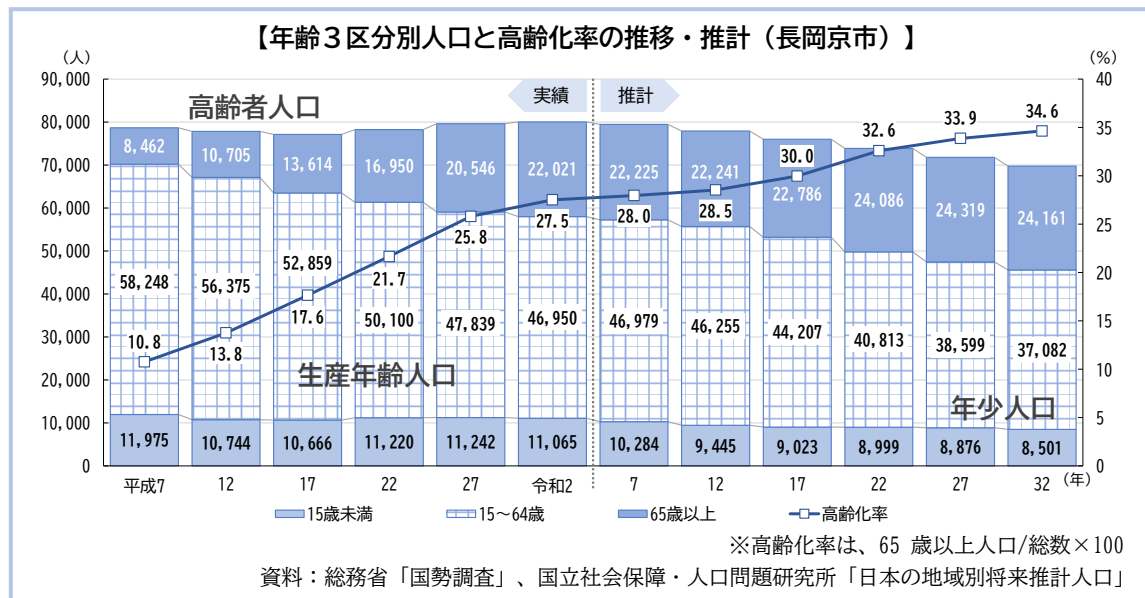
配偶者、恋人その他の親密な関係にある(あった)者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもを巻き込む暴力などが含まれる。

4. 長岡京市の状況

(1) 人口の変化

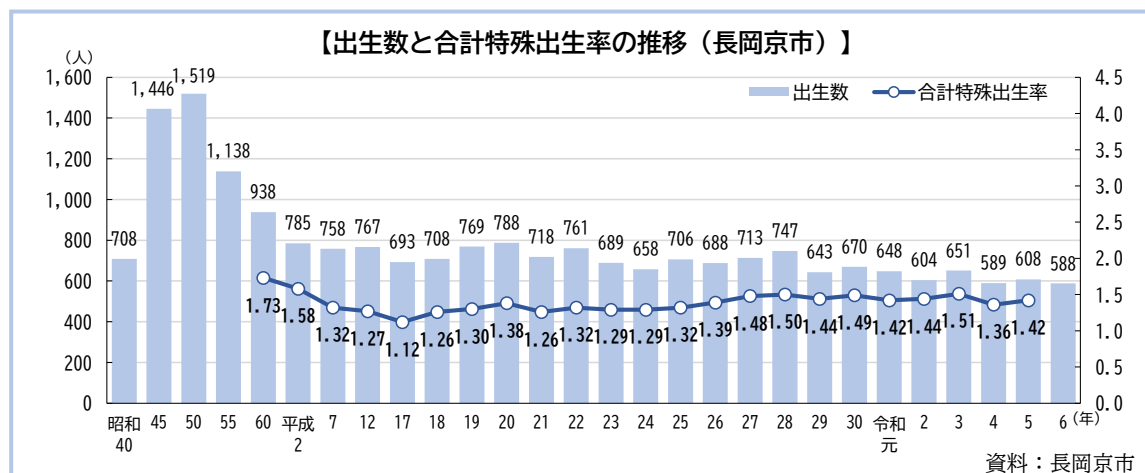
本市の人口は、令和7（2025）年に減少局面に転じると推計されていますが、現在のところ転入超過による社会増により人口が微増しています。

高齢化率は、令和2（2020）年に27.5%と、全国平均（28.4%）に比べると、やや低い水準で推移していますが、**団塊ジュニア世代**が65歳以上になり現役世代が急減する令和22（2040）年には32.6%と、急速に高齢化が進展すると推計されています。



(2) 出生の状況

合計特殊出生率は、昭和60（1985）年の1.73以降、平成17（2005）年には1.12まで下がりましたが、それ以降は増減を繰り返し、令和5（2023）年では、1.42となっています。



◆高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。国連は、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上になると「超高齢社会」と定義している。

◆団塊ジュニア世代

広義では、いわゆる団塊世代（1947年～1949年生まれ）の子ども世代を指すが、狭義には1971年～1974年生まれの人。

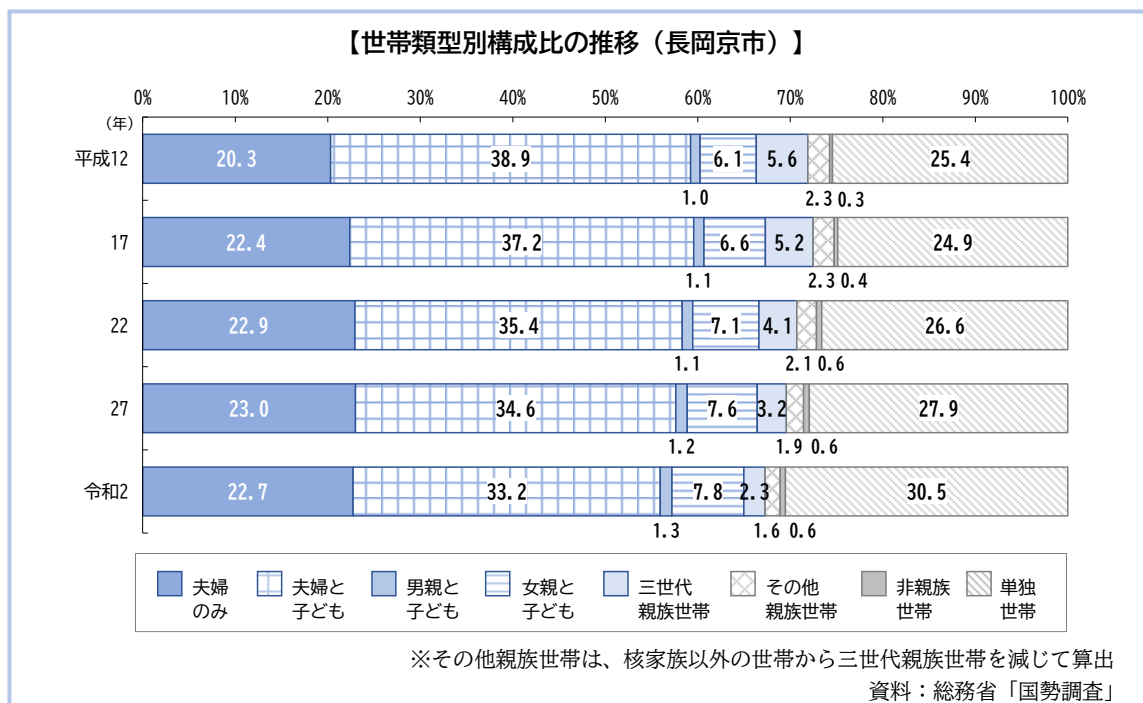
◆合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

(3) 世帯の状況

① 世帯構成

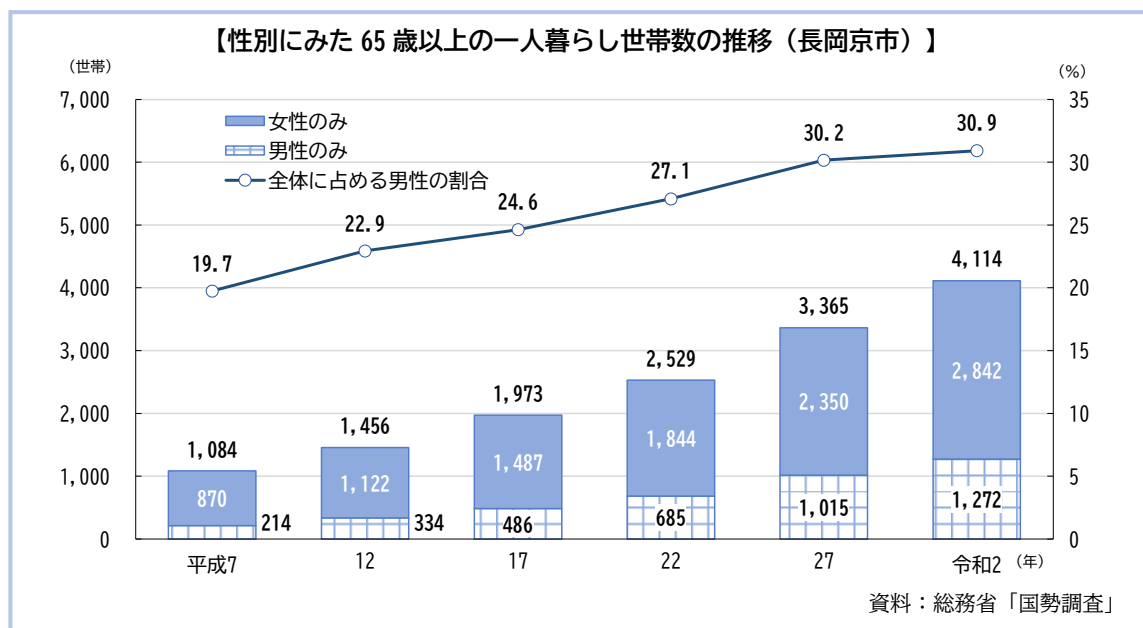
「夫婦と子ども世帯」や「三世代親族世帯」が減少し、「単独世帯」「女親と子ども世帯」が増加しています。



② 高齢者の一人暮らし世帯の状況

65歳以上高齢者の一人暮らし世帯は年々増加しており、このうち「女性のみ世帯」が約7割を占めています。

平成7（1995）年以降の推移をみると、「男性のみ世帯」の割合が増加しています。



5. 第7次計画のまとめ

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合(図表 P2)	女性	11.3%	30.0%	—	—	—	13.2%
		男性	24.1%	30.0%	—	—	—	22.4%
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合(図表 P19)	女性	22.3%	20%未満	—	—	—	14.6%
		男性	31.9%	30%未満	—	—	—	22.4%
活動指標	ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数		17,636件/年	20,000件/年	32,251件/年	45,062件/年	22,180件/年	19,387件/年
	男女共同参画週間事業参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合		69.7%	80.0%	86.7%	73.8%	100%	64.0%
	性の多様性理解啓発事業参加者へのアンケートで「性の多様性への意識が深まった」と回答した人の割合		令和3年度からの新規	60.0%	91.6%	86.3%	90.5%	100%

② 取り組みと課題

- 男女共同参画週間事業や人権・男女共同参画フォーラム等、各種講座の開催を通じた啓発活動など、様々な機会をとらえ情報発信を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上に取り組みました。
- 「市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合は減少しました(図表 P19)が、一方で社会全般における男女の平等については、「男性が優遇されている」と女性では75.6%(前回調査81.0%)、男性では61.2%(前回調査63.4%)と依然として高く(図表 P2)、「平等になっている」と感じる人が少なく、実生活における男女平等につながる社会の変化は実感されていない状況です。
- 「パートナーシップ宣誓制度」や企業や事業所、行政が一体となって啓発する「にじいろ企業登録制度」を導入し、性の多様性への理解促進を図りました。また、若年層向けの講座も実施し、幅広い世代へ啓発を行いました。

◆性の多様性

性には、からだの性、心の性、好きになる性、表現する性の大きく4つの要素があり、その組合せは多様である。このような多様な性のあり方を、Sexual Orientation＝性的指向(どの性別が好きか／好きになる性)、Gender Identity＝性自認(自分がどの性別か／こころの性)の頭文字を組み合わせて、SOGI(ソジ)と表すことが増えてきている。性的指向や生活習慣、価値観などは人によって様々であり、これらの多様性を受け入れ、社会として新しい価値を生み出すことが求められている。

◆パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的少数者(性的マイノリティ)である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し受領証等を交付する制度

◆にじいろ企業登録制度

企業及び事業所並びに行政が一体となって性的マイノリティの理解促進を図るための制度

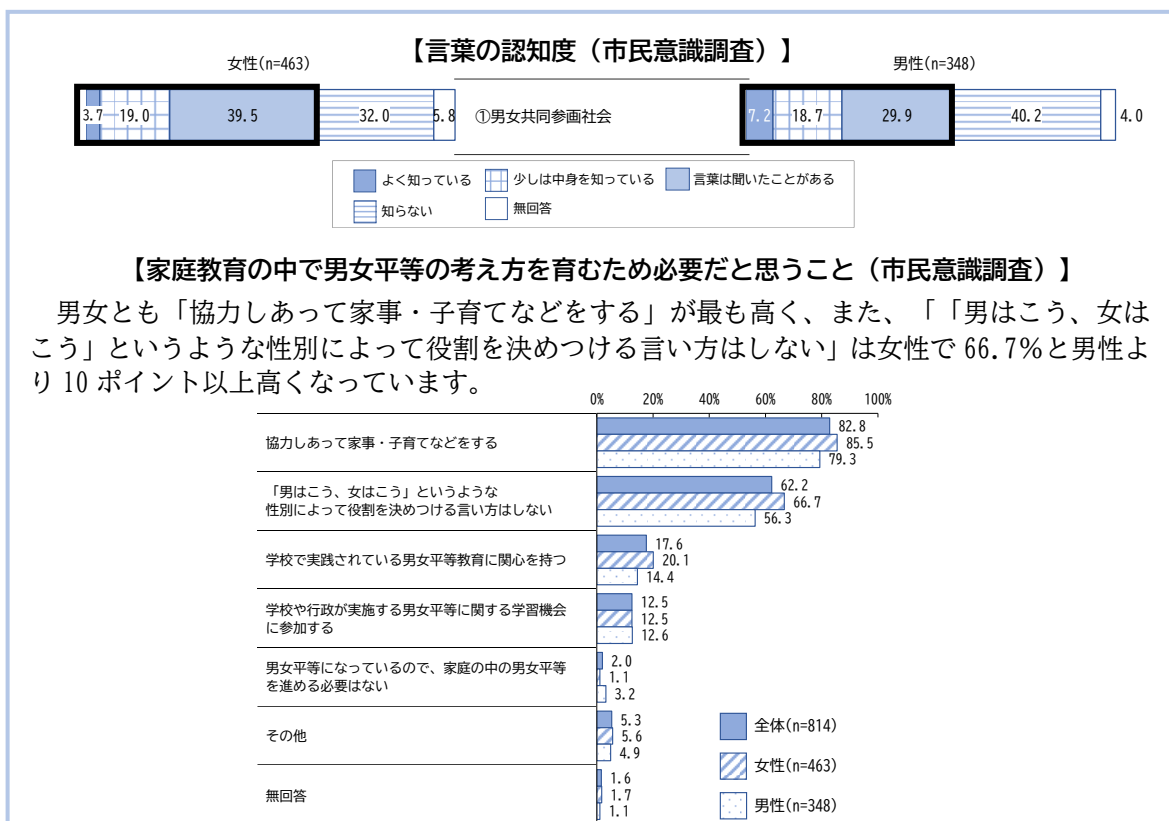
基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「男女共同参画社会」という言葉の認知度（図表下）	女性	67.5%	80.0%	—	—	—	62.2%
		男性	66.1%	80.0%	—	—	—	55.8%
活動指標	若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数		8回/年	9回/年	10回/年	11回/年	10回/年	7回/年
	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数		のべ 586人/年	のべ 600人/年	のべ 406人/年	のべ 657人/年	のべ 691人/年	のべ 810人/年

② 取り組みと課題

- 保育や学校教育の場においては、性別にとらわれず自らの進路を主体的に切り開く能力の育成や男女共同参画に関する課題について、より身近なものとして学び考える機会を提供しています。
- 男女共同参画センターをはじめ中央公民館や図書館などで、講座の開催や図書の貸出等、男女平等・男女共同参画を学ぶ機会の充実を図っています。
- 「市民意識調査」では、家庭教育の中で男女平等の考え方を育むために「家事・子育てなどを協力しあって行うこと」が必要（図表下）であり、学校などで男女平等を進めるための重要な取組として「性別に偏ることなく個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする」と回答する人の割合が高く（図表 P23）、性別にかかわらず、主体的に生きる力を育むことが求められています。



基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進

① 成果指標と活動指標の評価

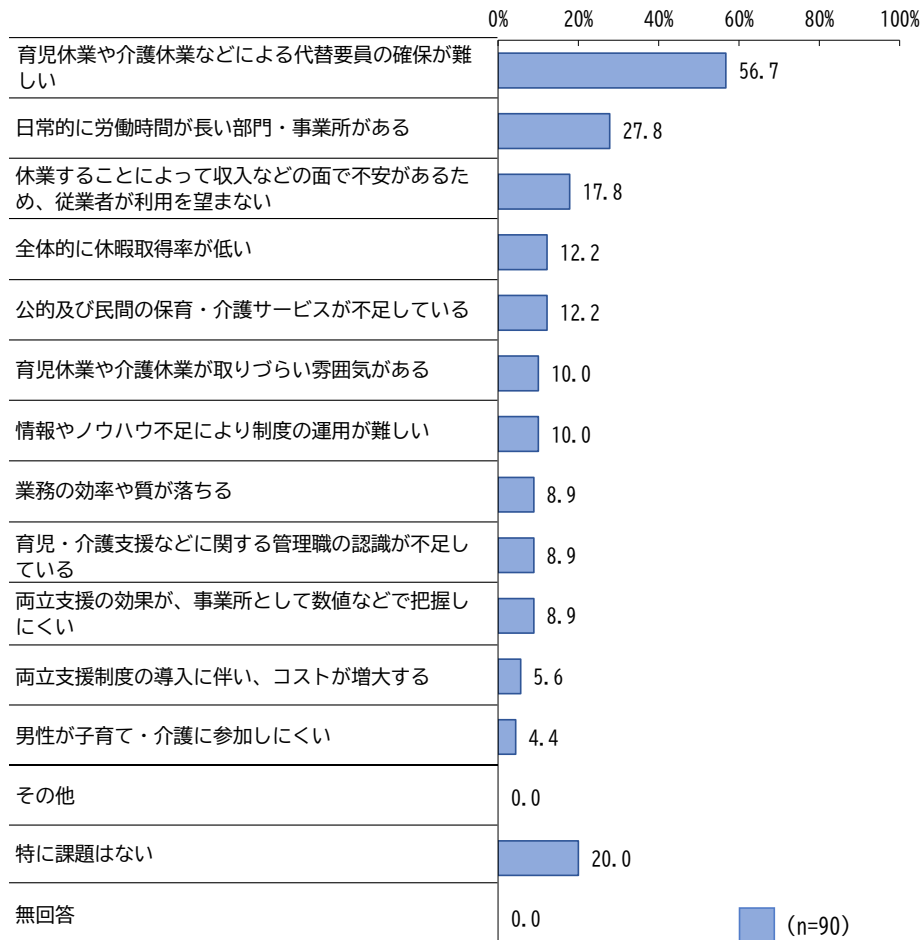
指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P2）	女性	13.7%	30.0%	—	—	—	13.0%
		男性	27.8%	40.0%	—	—	—	27.3%
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P2）	女性	20.2%	25.0%	—	—	—	27.6%
		男性	29.5%	35.0%	—	—	—	38.8%
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P2）	女性	35.3%	50.0%	—	—	—	37.4%
		男性	46.4%	60.0%	—	—	—	55.2%
	「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P2）	女性	23.3%	30.0%	—	—	—	30.0%
		男性	35.6%	40.0%	—	—	—	48.9%
活動指標	長岡京市審議会等への女性委員の参画比率		34.2%	40.0%	38.0%	39.9%	38.2%	39.3%
	長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%～60%である割合		41.8% (23/55審議会)	65.0%	40.7% (22/54審議会)	48.1% (26/54審議会)	47.1% (24/51審議会)	50.0% (28/56審議会)
	長岡京市の女性管理職の割合		25.5%	30.0%	29.9%	29.3%	29.5%	34.3%
	男女共同参画フロア（いこ～る）の承認団体数		17団体	20団体	15団体	14団体	12団体	12団体
	女性活躍に関する講座の参加者数		のべ 31人/年	のべ 50人/年	のべ 51人/年	のべ 36人/年	のべ 58人/年	のべ 68人/年
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合		29回/年 54.3%	58回/年 50.0%	22回/年 58.9%	43回/年 60.4%	53回/年 51.5%	53回/年 56.5%
	男性に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数		4回/年	5回/年	4回/年	6回/年	6回/年	6回/年
	長岡京市男性職員の育児休業取得者数（5年間での実数）		2人	5人	4人	12人	22人	31人

② 取り組みと課題

- 市の女性管理職の登用や男性職員の育児休暇取得は進んでいます。また、審議会等の委員についても目標値に近い実績値となっており、女性の参画が進んでいます。
- 「市民意識調査」では、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくには「労働時間短縮や休暇制度を普及し仕事以外の時間が多く持てるようにすること」が必要（図表P35）とされています。「事業所調査」では、子育てや介護と仕事の両立への支援制度の利用を促進する際の課題として「育児休業や介護休業などにより代替要員の確保が難しい」と50%以上の回答（図表P12）があります。男性が家庭生活や地域活動に積極的に参加するためには、人材の確保や周囲の理解などが求められています。

【子育てや介護と仕事の両立支援制度の利用促進にあたっての課題（事業所意識調査）】

両立支援制度の利用促進にあたっての課題は、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が56.7%と最も高く、次いで「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が27.8%、「休業することによって収入などの面で不安があるため、従業者が利用を望まない」が17.8%となっています。また、「特に課題はない」は20.0%となっています。



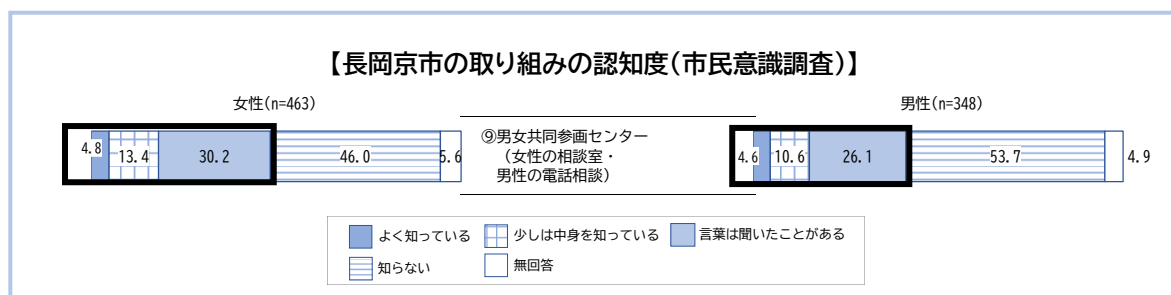
基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「ドメスティック・バイオレンスやデートDV」を女性の人権侵害と思う人の割合（図表 P40）	女性	53.1%	70.0%	—	—	—	81.4%
		男性	51.5%	65.0%	—	—	—	71.8%
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合（図表下）	女性	49.6%	60.0%	—	—	—	48.4%
		男性	44.1%	50.0%	—	—	—	41.3%
活動指標	若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数		4回/年	5回/年	3回/年	4回/年	3回/年	3回/年
	パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数		のべ310人/年	のべ400人/年	のべ782人/年	のべ511人/年	のべ681人/年	のべ582人/年

② 取り組みと課題

- 男女が対等な立場でお互いの人権を尊重し、将来にわたってDVの加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、若年層からの啓発事業を行っています。
- DVをはじめとする様々な相談には、相談窓口の充実や関係機関との連携により適切な支援へつなげています。
- 「市民意識調査」では、暴力やハラスメントを人権侵害とする意識は高くなっているものの（図表 P40）、暴力を受けた際の相談ができていない人も一定数みられます。また、男女共同参画センターを知っている人は50%に満たない状況です。（図表下）



◆デートDV(カップル間の暴力)

カップルの間で起こる暴力のこと。殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含む。

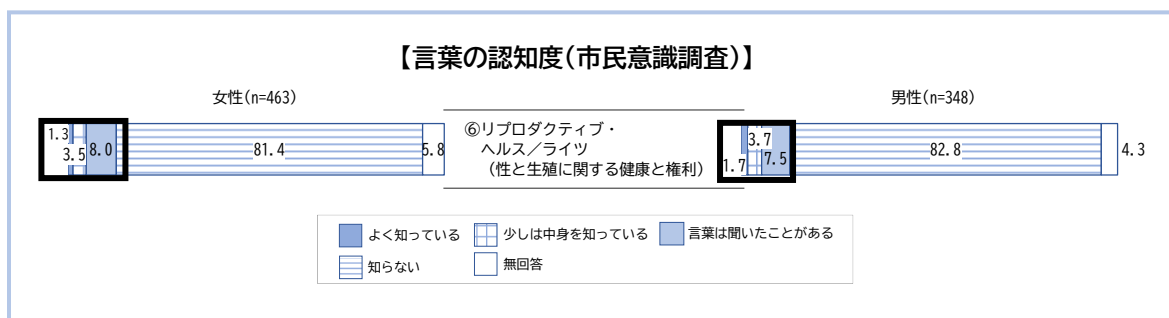
基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度（図表下）	女性	14.9%	30.0%	—	—	—	12.8%
		男性	19.3%	25.0%	—	—	—	12.9%
活動指標	乳がん検診受診率（40～69歳）		13.3%	13.8%	11.3%	12.7%	14.3%	14.8%
	子育て応援教室の参加率		21.3%	25.0%	17.9%	13.7%	25.2%	29.0%

② 取り組みと課題

- 各種検診の受診勧奨や相談の実施など、**ライフステージ**に応じた健康支援や予約方法のデジタル化により乳がん検診受診率は上昇傾向となっています。
- 性と生殖についての正しい知識と自己決定する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、性と健康をテーマとした講座や性感染症に関する情報提供を行っていますが、「市民意識調査」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低くなっています。（図表下）
- 安心して妊娠・出産できるようライフスタイルに応じた情報提供、支援を行うとともに、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発も行っています。



◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、女性の全生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

◆ライフステージ

人生を年齢や社会的役割によって区分した各段階のこと。結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目もライフステージの変化として捉えられる。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の目的

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づき策定するものです。また、地域の特性を踏まえながら、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合いながら、誰にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」を踏まえた計画です。
- (2) 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
- (3) 「長岡京市第4次総合計画 第3期基本計画」の部門別計画であり、他の個別計画との連携した計画です。
- (4) 本計画の重点目標Ⅱを、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「長岡京市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画の重点目標Ⅲを、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に規定する「長岡京市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置づけます。

3. 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

本計画は、すべての市民が性別や年齢、障がいの有無や就労状況等、様々な違い（多様性）に関係なく、個人として尊重され、仕事・地域・家庭生活などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる、真に豊かなまちづくりに向け、「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき取り組みます。条例には、相談及び苦情の申出を規定しています。

「長岡京市男女共同参画推進条例」より

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) すべての人が、個人としての尊厳が平等に重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を十分に発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担に基づく制度及び慣行が改善され、すべての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) すべての人が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人の尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (6) すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、特に女性の性と生殖に関する健康とそれを享受する権利が生涯にわたり保障されること。
- (7) 経済活動の分野において、均等で健全な就業環境のもと個人の力が発揮できること。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (9) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (10) 男女共同参画の推進は、密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、国際的な協調のもとに行われること。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

5. 計画の体系

重点目標	取組方針		施策の方向		
I 人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1	男女平等・男女共同参画の意識づくり	1	男女平等・男女共同参画の意識の浸透	P.21
			2	国際的視野に立った男女共同参画施策の実施や情報提供	P.21
			3	あらゆる情報における人権尊重・男女平等の推進	P.21
	2	子どもにとっての男女共同参画の理解促進	4	学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進	P.22
			5	家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進	P.22
	3	生涯学習の場での男女共同参画の推進	6	多様な選択を可能にする学習機会の提供	P.24
	4	性の多様性を認め合う意識の醸成	7	性の多様性への理解促進と環境の充実	P.24

女性活躍推進計画	II あらゆる分野における男女の活躍	5	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	8	市における女性の登用の推進	P.29
				9	女性リーダーの育成	P.29
		6	働く場における女性の活躍推進	10	男女平等の雇用機会と待遇の確保	P.30
				11	女性の起業と就労支援	P.30
				12	事業所における女性活躍推進への働きかけ	P.31
		7	地域における男女共同参画の推進	13	あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進	P.32
				14	防災における男女共同参画の推進	P.32
				15	男女共同参画を推進する市民活動の支援	P.32
		8	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16	仕事と子育て・介護の両立支援の推進	P.34
				17	男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進	P.35
				18	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進	P.35
		9	ハラスメント防止への取り組み	19	様々なハラスメント防止の働きかけと周知	P.37

		重点目標	取組方針		施策の方向		
DV防止基本計画	NEW 困難女性支援基本計画	Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援	10	女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20	あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供	P.41
			11	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21	被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援	P.42
			12	困難な問題を抱える女性支援	22	相談しやすい環境づくり	P.43
			13	様々な状況にある人への支援と環境整備	23	相談・支援体制の充実	P.44
					24	高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	P.44
					25	ひとり親家庭への支援	P.45
			Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現	14	性と生殖に関する健康と権利に基づく女性の健康支援	26	性に関する理解と性感染症予防などの啓発
		27				安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備	P.48
		15		生涯を通じた健康づくりの支援	28	ライフステージに応じた心と体の健康支援	P.49

第3章 計画の内容

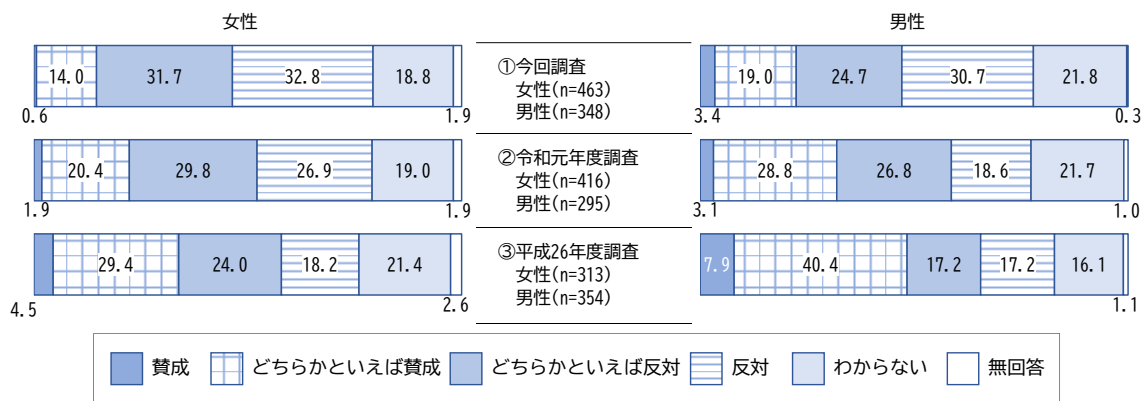
重点目標Ⅰ

人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ・ 男女平等・男女共同参画意識を高めるため、固定的な性別役割分担意識の解消への取組をはじめ、暮らしの中の“気づき”や“学び”につなげていくための幅広い世代への情報提供や、性別や年齢に応じた効果的、継続的な啓発を進めていく必要があります。
- ・ 子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう、家庭や学校、地域など活動の場において男女共同参画の視点を取り入れることが大切です。
- ・ だれもが、生涯を通して男女共同参画について学ぶことができるよう学習機会を提供し、男女共同参画意識の向上を図る必要があります。
- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向け、性の多様性への理解促進を図る必要があります。

【固定的性別役割分担意識の変化（市民意識調査）】

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識について、調査を行うごとに男女とも『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）が低くなっており、今回調査と平成26(2014)年実施の前々回調査では20ポイント前後の差があります。



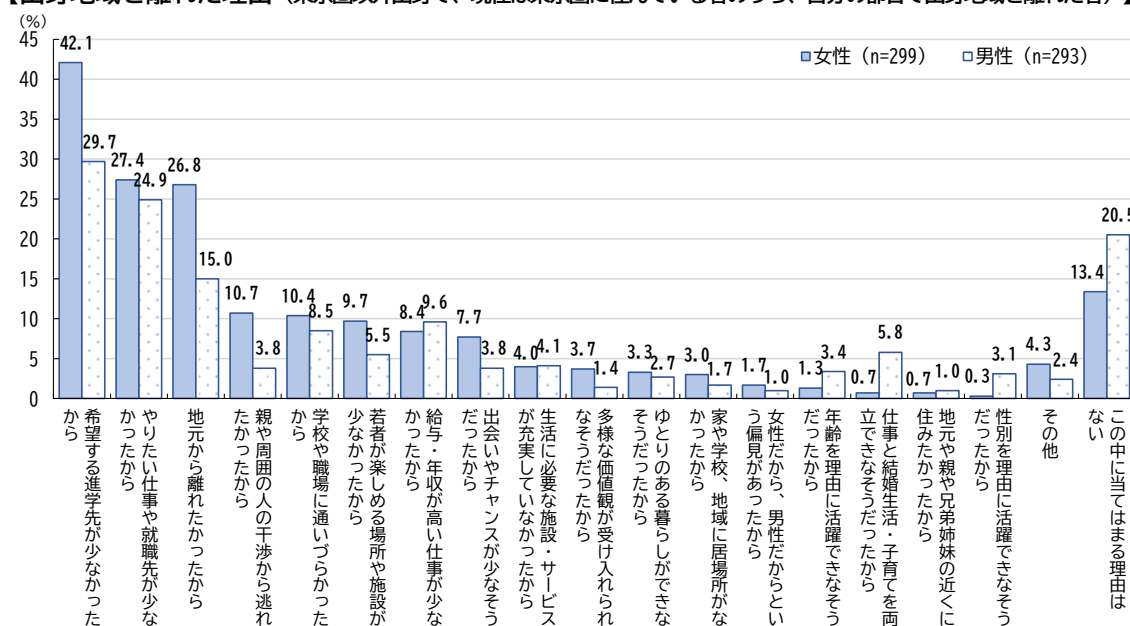
取組方針1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

働き方、暮らし方の根底には、依然として固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。また、女性が地方を離れる動きが加速していく中の原因の一つともいわれています。性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の推進や魅力ある地域づくりを実現するために、それらを解消することが重要です。

また、インターネットやテレビなどのメディア（媒体）が発信する情報は、私たちの意識に大きな影響力があるため、あらゆる世代において情報を読み解く力をつけ、メディア・リテラシーの向上に向けた情報提供を行います。

「ジェンダー平等の実現」が国際的に共通の目標であることや情報化社会における課題についても念頭に置き、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用するとともに、各種講座の開催等を通して、あらゆる世代に向けた効果的な啓発活動を実施します。

【出身地域を離れた理由（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者）】



- (備考) 1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）より作成。
回答者は18～39歳の男女。
2. 自分の都合（進学や就職など）で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居し（離れ）たと回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居した（離れた）理由を教えてください。（いくつでも）」と質問。
3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者…中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」2025（令和7）年度版

◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。メディアの伝えている内容は、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要がある。更に、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

◆SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、インターネット上で交流できるサービスの総称。

施策の方向1 男女平等・男女共同参画の意識の浸透

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
1	●市広報紙、ホームページやSNS等の様々な媒体を活用し、市民、事業所への固定的性別役割分担意識の解消に向け男女平等・男女共同参画への意識啓発を進めます。	1	男女共同参画関連情報の発信及び意識啓発	男女共同参画センター
2	●市民への男女平等・男女共同参画意識の浸透を図るため講座や講演会を開催します。 ●市民の意識変革に向けた「人権・男女共同参画フォーラム」を開催します。	2	男女共同参画週間事業及び「人権・男女共同参画フォーラム」の開催	男女共同参画センター (共生社会推進課)
3	●男女共同参画の拠点施設として、情報コーナーや啓発のイベント、関連図書等を活用し、男女共同参画意識の浸透を図ります。	3	男女共同参画センター情報紙と図書便りの発行及び図書の貸出	男女共同参画センター
4	●男女共同参画啓発作品やアイデアの募集等を通じて、男女共同参画意識の浸透を図ります。	4	男女共同参画啓発作品の募集と活用	男女共同参画センター
5	●様々な男女共同参画施策を推進していくために、業務を遂行するすべての職員が、男女平等・男女共同参画の視点を持つための意識啓発を推進します。	5	市職員等研修の充実	職員課
		6	男女共同参画推進本部研修の実施	男女共同参画センター

施策の方向2 国際的視野に立った男女共同参画施策の実施や情報提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
6	●市民が男女共同参画をめぐる国際社会の動きについて、理解を深めるための情報収集及び提供を行います。	7	国際社会の動向に関する情報収集及び提供	男女共同参画センター
7	●男女共同参画の視点に立った国際理解推進事業や多文化共生事業を実施します。	8	中学校米国短期交換留学の実施	学校教育課
		9	多文化共生に関する講座の開催	中央公民館

施策の方向3 あらゆる情報における人権尊重・男女平等の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
8	●男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進に向けて、職員や市民、事業所、地域団体等への意識の浸透を図ります。	10	男女共同参画の視点に立った表現方法の啓発	男女共同参画センター
		11	「公用文作成の手引」による意識啓発	総務課
9	●行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	12	行政刊行物や市広報紙、ホームページ、SNS等の情報発信における男女共同参画の視点の点検	広報発信課

取組方針２ 子どもにとっての男女共同参画の理解促進

子どもは、成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから影響を受け、「男らしさ、女らしさ」の意識や性差に関する固定観念等を身につけます。

主体的で多様な選択ができるよう、個性を尊重する教育や進路指導を実施するとともに、市民及び民間団体に対する広報や学習の機会を提供し、男女共同参画社会の実現につなげていきます。子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、お互いを尊重し、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習を通し、男女共同参画意識の醸成を進めます。

施策の方向４ 学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
10	●教職員・保育士が、固定的性別役割分担にとらわれない男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	13	保育所職員研修の実施	子育て支援課
		14	教職員研修の実施	教育支援センター
11	●人間としての生き方に関わる指導を基盤にして、児童・生徒の個々の目的意識を高め、性別にとらわれず、望ましい勤労観や職業観を身につけ、自らの進路を主体的に切り開く能力を育成します。	15	キャリア教育の充実	学校教育課
		16	アゼリアひろば（適応指導教室）の開室	教育支援センター

施策の方向５ 家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
12	●児童・生徒が男女共同参画の視点を学べる機会を創出します。	17	人権問題研究市民集会の実施	生涯学習課
13	●地域での居場所づくりを通じて、乳幼児の保護者等を対象とした、性別にとらわれない子育てについての交流や学習機会を提供します。	18	地域子育て支援センターでの交流活動の促進	子育て支援課
		19	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の開催	中央公民館
		20	児童館乳幼児親子の居場所づくりの実施	北開田児童館

◆人権問題研究市民集会

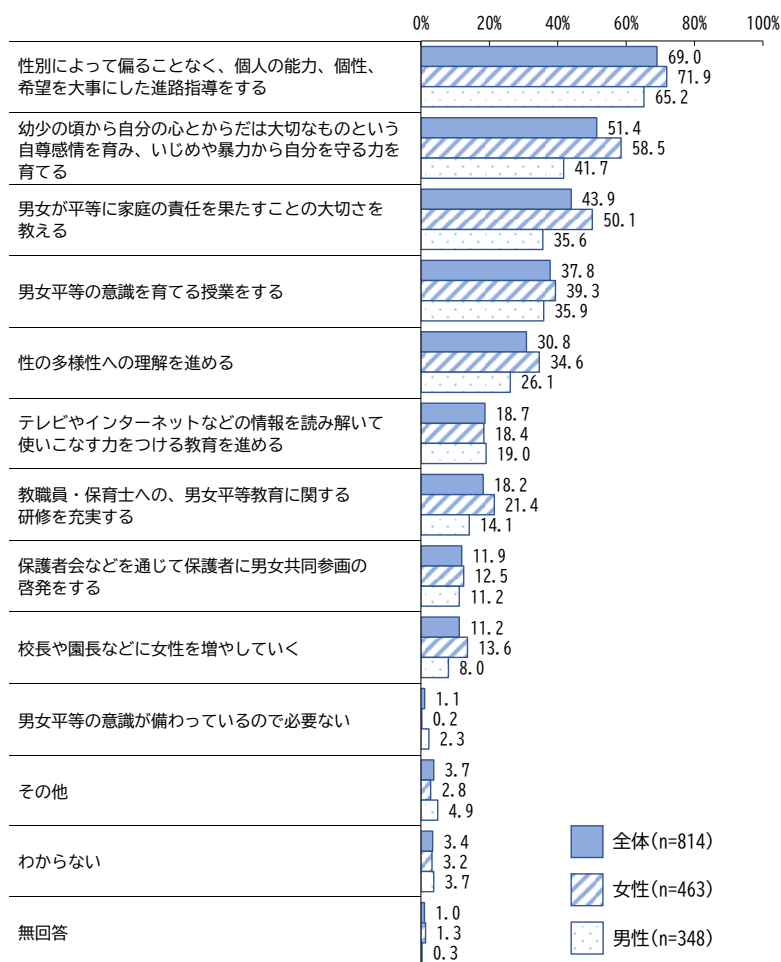
12月の人権週間を機に「人権」をテーマに標語やポスター等を募集し、2月の「人権問題研究市民集会」で入賞作品の展示や人権、男女共同参画等に関するパネル展示、体験型イベント等を実施。

◆キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育のこと。

【男女平等を進めるために、学校・保育所・幼稚園などで重要だと思う取組（市民意識調査）】

男女とも「性別によって偏ることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする」が最も高くなっています。また、「幼少の頃から自分の心とからだは大切なものという自尊感情を育み、いじめや暴力から自分を守る力を育てる」は女性で 58.5%と男性より 10 ポイント以上高くなっています。



取組方針３ 生涯学習の場での男女共同参画の推進

生きがいや充実した生活を送るために、市民が生涯にわたっていつでも自由に学ぶことができるよう、多種多様な学習機会を提供します。市民の興味・関心が高い内容の企画・立案に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識や固定概念等の解消に向け、生涯を通じ学び続けることのできる学習環境づくりを行います。

施策の方向６ 多様な選択を可能にする学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
14	● 様々な機会やホームページ、SNS等を活用し、性別や年代にかかわらず、すべての市民が楽しく、いきいきと学び続けられるよう、生涯学習に関する情報と学習機会を提供します。 ● 男女共同参画への理解促進のための学習機会を提供します。	21	多様な教室・講座等の実施や情報提供	北開田会館
				文化・スポーツ振興課
				生涯学習課
				中央公民館
		22	男女共同参画関連図書の利用促進	図書館
		23	男女共同参画を推進する講座の開催や出前ミーティングと関連図書の利用促進	男女共同参画センター

取組方針４ 性の多様性を認め合う意識の醸成

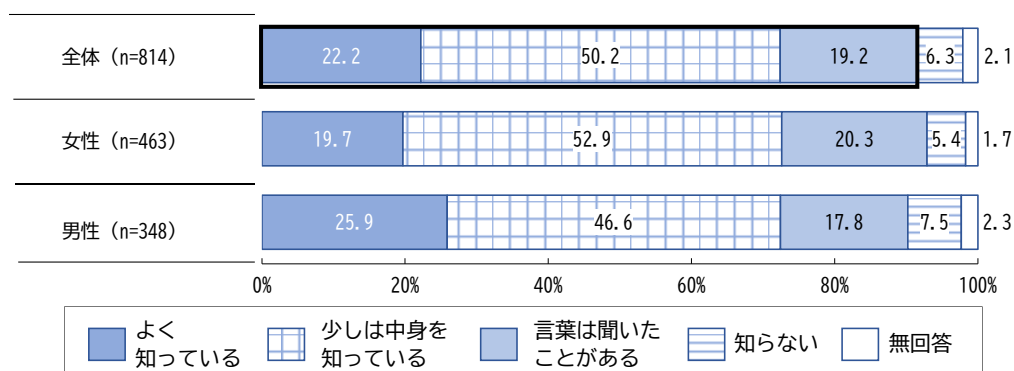
誰もが安心して暮らせる社会になるよう、あらゆる機会を通じ制度の周知や啓発の実施を行い、性の多様性への理解を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めます。

施策の方向７ 性の多様性への理解促進と環境の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
15	● 多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解の促進や環境の充実を図ります。	24	多様な性への理解促進を深めるための啓発や学習機会の提供	共生社会推進課
				職員課
		25	学校での多様な性への理解と教育・相談体制の充実	学校教育課
		26	居場所作りや個別相談会の実施	共生社会推進課
		27	企業・事業者への理解促進策の推進	共生社会推進課

【LGBTの言葉の認知状況（市民意識調査）】

LGBTなどセクシュアルマイノリティ（性的少数者）全般を指す言葉について、『知っている』（「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計）と回答した人は9割以上と、高い認知度です。

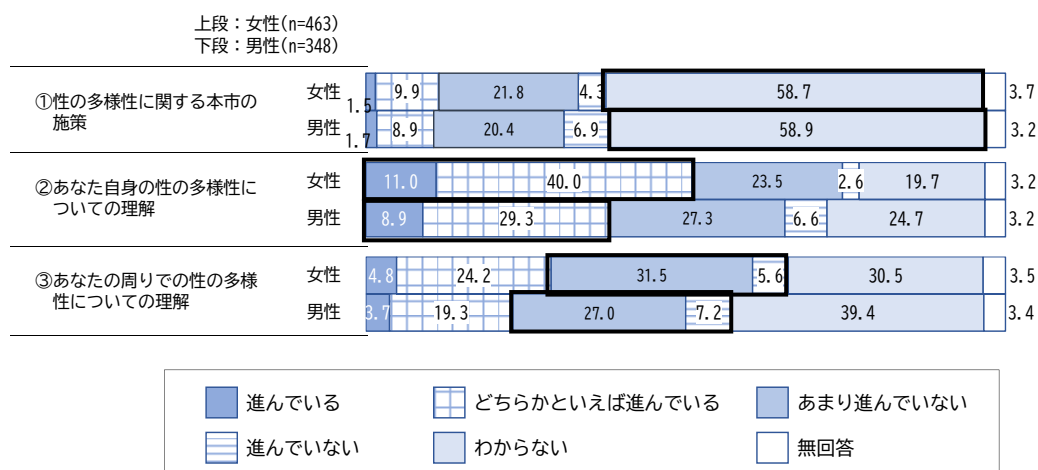


【性の多様性についての理解（市民意識調査）】

「①性の多様性に関する本市の施策」は、「わからない」が男女ともに過半数を占めています。

「②あなた自身の性の多様性についての理解」は、『進んでいる』（「進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」の合計）は、女性は男性より10ポイント以上高くなっています。

「③あなたの周りでの性の多様性についての理解」は、『進んでいない』（「進んでいない」「あまり進んでいない」の合計）は、男女ともに「②あなた自身の性の多様性についての理解」より低くなっています。



◆LGBT

L(女性の同性愛者/Lesbian:レズビアン)、G(男性の同性愛者/Gay:ゲイ)、B(両性愛者/Bisexual:バイセクシャル)、T(こころの性とからだの性との不一致/Transgender:トランスジェンダー)の頭文字をとった言葉で、性的指向・性自認に関する少数者を指す言葉として用いられることも多い。

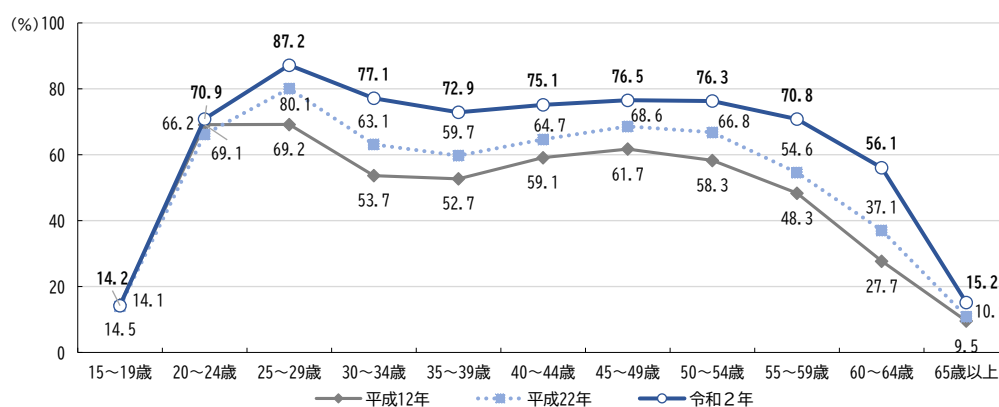
重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍

《女性活躍推進計画》

- ・女性の活躍の場の拡大に向け、関係機関や団体への働きかけとともに、女性の登用、女性リーダーの育成が求められており、継続的な啓発活動や情報発信が必要です。
- ・女性活躍や子育て支援など積極的に取り組む事業所の紹介や関係機関からの情報提供を行い、人材確保や休暇等支援制度の利用促進への働きかけが大切です。
- ・性別にかかわらず家族で家事等に取り組めるよう積極的に意識啓発を行っていくとともに、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組が必要です。

【女性の年齢別労働力率の推移（長岡京市）】

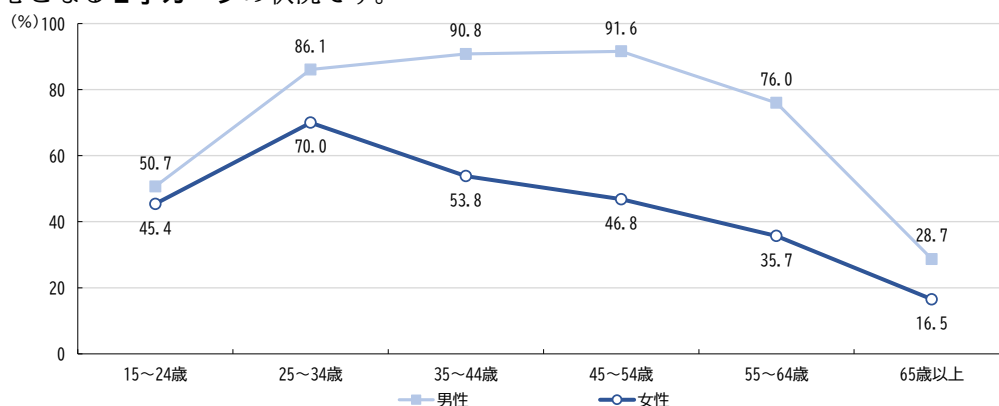
M字カーブは緩やかになり働く女性が増えてきています。また、30歳代と、55～59歳、60～64歳で平成12年から20ポイント以上増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

【年齢階級別役員を除く正規雇用者の推移（令和4（2024）年）（全国）】

女性の年齢階級別正規雇用率は、25～34歳をピークに低下し30代後半以降は非正規雇用が中心となるL字カーブの状況です。



資料：総務省「労働力調査」

◆M字カーブ

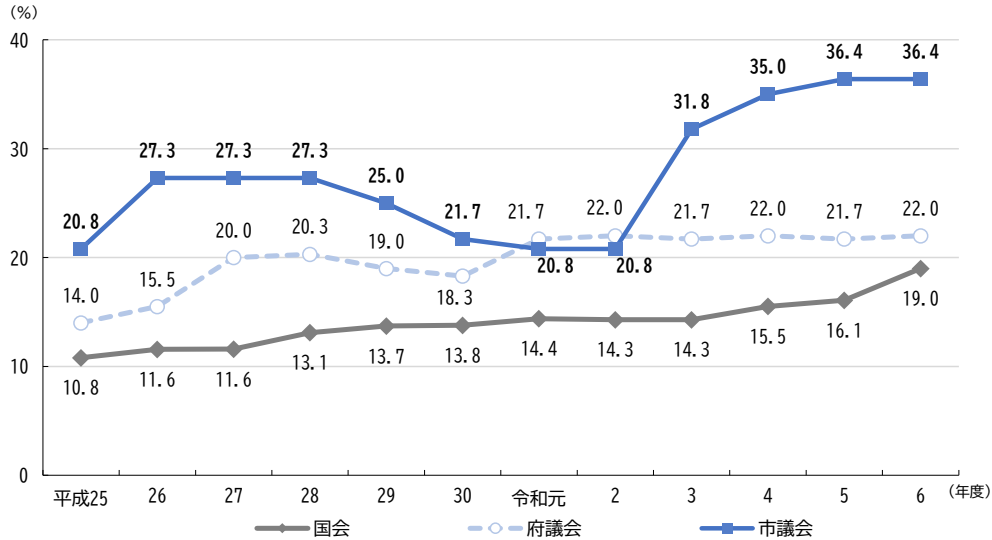
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることによる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

◆L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、10～20歳代にかけて急激に増加する女性の正規雇用比率が20歳代後半をピークに右肩下がりになり低下し、30歳代以降は非正規雇用で働く人が中心となることから、アルファベットのLのような形になることをいう。

【女性議員割合の推移（国・京都府・長岡京市）】

長岡京市議会の女性議員の占める割合は、令和2（2020）年度まで2割台でしたが、令和3（2021）年度以降3割台に増加し、国や京都府よりも高く推移しています。京都府の女性議員は、47都道府県中3位と高い数値です。



（注）調査時点は原則として各年4月1日現在

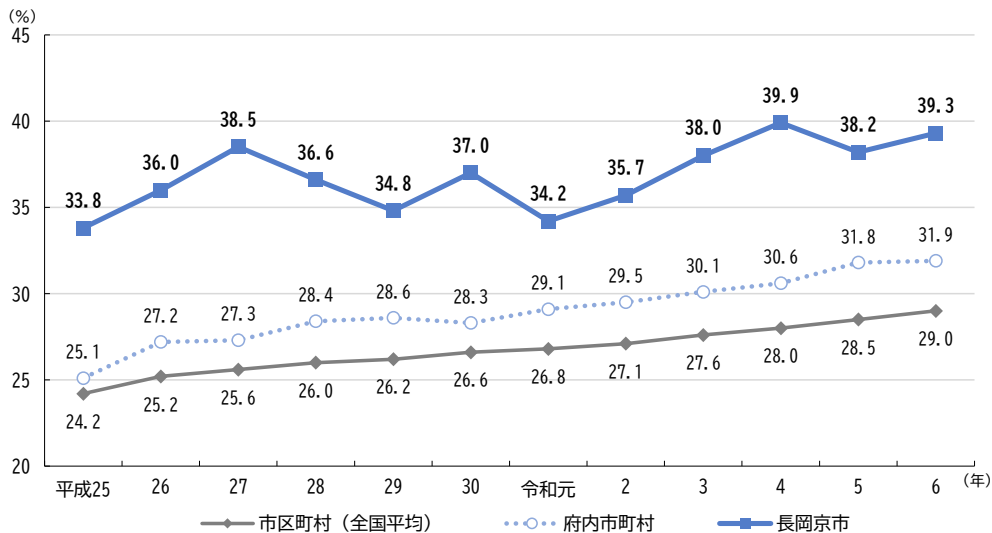
資料：国会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

府議会は、「女性の政治参画マップ」

長岡京市は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

【審議会等委員の女性委員割合の推移（全国平均・京都府内市町村・長岡京市）】

本市の審議会等に占める女性の割合は、令和6（2024）年で39.3%と全国平均及び府内市町村を上回っています。



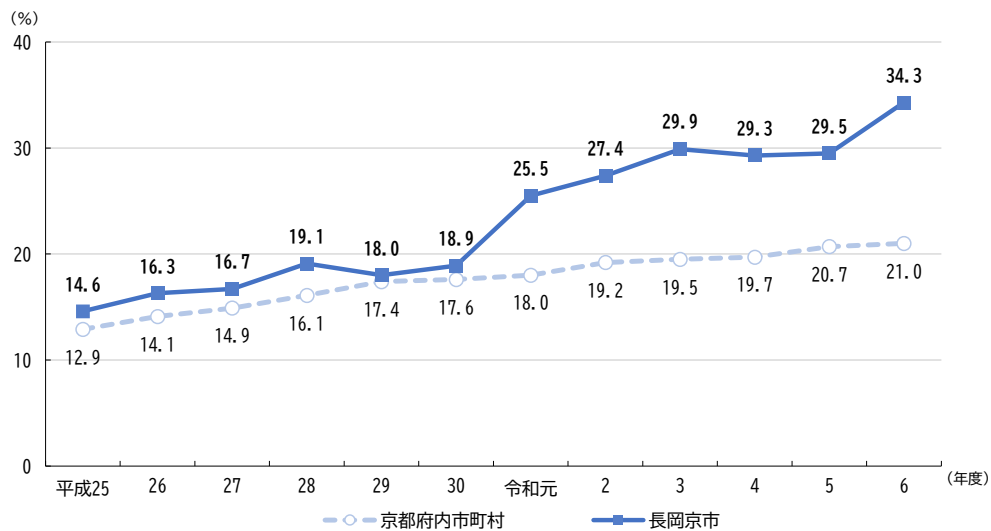
資料：全国平均と府内市町村は、内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）

長岡京市は、「長岡京市男女共同参画計画 第7次計画進行管理報告書」

【職員における女性管理職割合の推移（京都府内市町村・長岡京市）】

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和元年度から全国や京都府内市町村との差は大きくなっており、令和6（2024）年度では、全国815市区中24位（京都府内26市町村中3位）の数値となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【日本のジェンダー・ギャップ指数の推移】

2025年のジェンダー・ギャップ指数の順位をみると、総合では118位となっています。最も順位が高い分野は「健康」で50位、最も順位が低い分野は「政治」で125位となっています。

（単位：位）

	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2023年	146	125	0.647	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2025年	148	118	0.666	112	0.613	66	0.994	50	0.973	125	0.085

資料：世界経済フォーラム（World Economic Forum）「Global Gender Gap Report」

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表している各国の社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、2025年の総合順位は148か国中118位。

取組方針5 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現には、男女があらゆる分野に参加するだけでなく、政策や方針決定の場に対等に参画することが極めて重要であり、女性の視点や意見を積極的に反映することは、社会における多様な問題を政策的に解決することにもつながるため、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）として目標値を定め取組を進めます。

地域の各種団体の主要な役職には、依然として男性割合が高い状況が続いています。地域での女性活躍が進むよう活躍の機会や分野を広げるための人材の発掘を行い、男女が対等に活躍できる社会をつくるための女性のエンパワーメントを支援するとともに、男女共同参画意識への取組を進め、政策・方針決定過程や意思決定の場への女性の参画拡大につなげます。

施策の方向8 市における女性の登用の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
16	● 市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。 ● 女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	28	各種審議会等への女性委員の登用推進	男女共同参画センター
17	● 政策立案や実務等の研修を通じて、人材を育成し、女性職員の職務実践機会の拡大を推進します。 ● 女性職員の管理職・監督職への積極的登用を行います。	29	女性職員の職務実践機会の拡大やキャリアアップ研修による育成	職員課

施策の方向9 女性リーダーの育成

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
18	● 事業所や地域活動、市民活動のリーダー役割を目指す研修会の実施及び情報提供をします。 ● 市民活動を通じて新たな女性リーダーの発掘や支援につなげます。	30	女性リーダーの発掘及び支援のための情報提供と講座を通じたエンパワーメント支援	男女共同参画センター

◆キャリアアップ
より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

取組方針6 働く場における女性の活躍推進

女性にみられる、結婚・出産時期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」は、育児休業を利用し、出産後も継続就業する女性の増加により解消しつつあるものの、依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、L字カーブを描いています。女性が職業をもつことが一般化する中で、就労の場における男女の不平等が是正され、公正な処遇が図られるよう、市内事業所に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革関連法等の情報の周知を行います。また、起業や再就職等、多様な働き方への支援についても、商工会等と連携し、実施します。

女性も男性も双方が活躍できる職場づくりを目指し、業種や職種を超えた意見交換や学習の機会を通じて、情報の共有や発信により、生きがいをもって働き続けられる職場環境づくりを図ります。

施策の方向10 男女平等の雇用機会と待遇の確保

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
19	●様々な機会を活用して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう男女雇用機会均等法等関係法令や制度を周知します。	31	男女雇用機会均等法等の制度に関する情報提供	男女共同参画センター
		32	労働関係法令の周知及び情報提供	地域福祉連携室

施策の方向11 女性の起業と就労支援

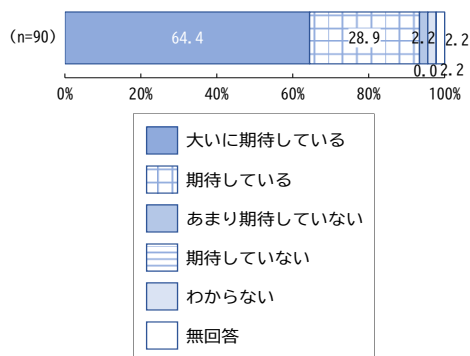
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
20	●様々な機会を通じて農業に従事する女性の参画を促します。	33	女性の参画に関する情報発信	農林振興課
21	●商工会と連携し、創業に関する情報提供や女性活躍の機会拡大を図ります。	34	女性の就労と創業に関する相談及び情報提供	商工観光課
22	●女性活躍推進のための相談窓口を通じて就労、起業等に関する情報提供を行います。 ●女性がキャリアアップや転職するための学習機会や求人等の情報提供を行います。 ●京都府のマザーズジョブカフェなどの情報提供を行います。	35	就労や起業、女性のキャリアアップのための相談や情報提供	男女共同参画センター

施策の方向 12 事業所における女性活躍推進への働きかけ

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
23	●事業所に対して、様々な機会を通じて、男女共同参画の重要性を啓発し、女性の役職者の増加に努めます。	36	商工会等を通じた「女性活躍推進法」の周知啓発	男女共同参画センター 商工観光課
24	●女性活躍推進のための市内事業所におけるネットワークを構築します。 ●研修会等を通じて働く場における女性活躍への意識の向上と啓発を推進します。	37	女性活躍推進会議の実施	男女共同参画センター

【女性従業員の活躍についての考え方】 (事業所意識調査)

女性従業員の活躍を期待する事業所は多く、理由は「男女にかかわらず能力発揮を期待するのは当然であるため」が8割を超えています。



【女性役員・管理職の割合】 (事業所意識調査)

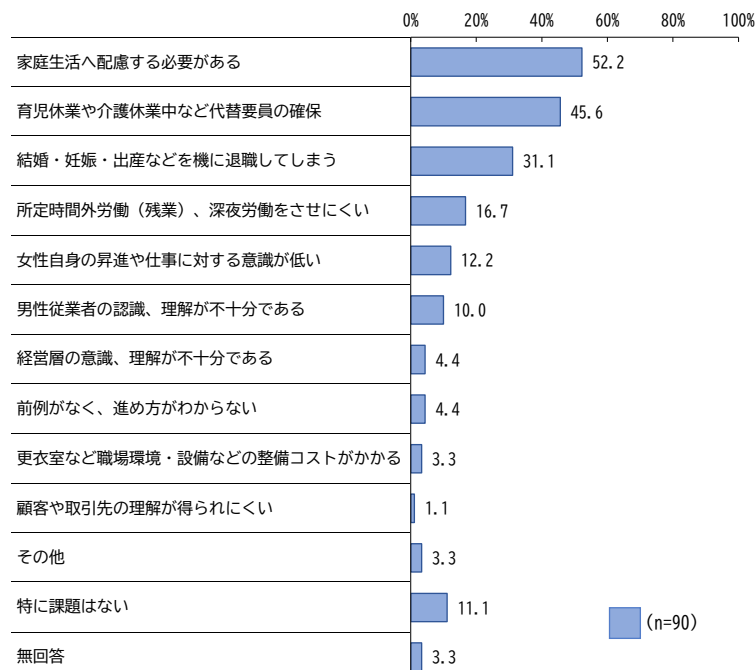
女性の管理職の割合は、前回調査と比べて増えています。

	令和元年度		令和6年度	
	人数 (うち女性)	女性の割合	人数 (うち女性)	女性の割合
役員	-		151(47)	31.1%
管理職	658(120)	18.2%	1,438(296)	20.6%
全体	658(120)	18.2%	1,589(343)	21.6%

※令和元年度は管理職のみの数値

【女性活躍推進にあたっての課題(事業所意識調査)】

女性活躍推進にあたって想定される課題は、「家庭生活へ配慮する必要がある」「育児休業や介護休業中など代替要員の確保」が高くなっています。



取組方針 7 地域における男女共同参画の推進

地域は家庭とともに、最も身近な暮らしの場であり、自治会活動やPTA、子ども会活動のほか、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動など様々な市民の活動、交流機会が存在しています。多様な地域活動が男女共同参画の視点で行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めるためには、女性の積極的な参画が必要であり、防災における男女共同参画の視点の取組や市民団体への支援など、地域に根差した取組を進めます。

施策の方向 13 あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
25	●地域の自治会及び各種団体に対して男女共同参画の視点に立った運営を働きかけ、活動の活性化を促進します。	38	地域コミュニティ協議会、自治会等を通じた意識啓発や情報提供	自治・共助振興室

施策の方向 14 防災における男女共同参画の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
26	●男女共同参画の視点に立って防災対策に取り組めます。 ●男女共同参画の視点に立った、地域における防災意識の向上を図ります。	39	地域防災計画の推進	防災・安全推進室
		40	地域防災訓練の実施	防災・安全推進室
		41	防災学習会の実施	防災・安全推進室

施策の方向 15 男女共同参画を推進する市民活動の支援

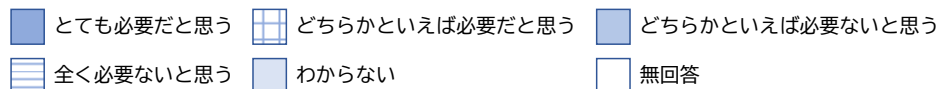
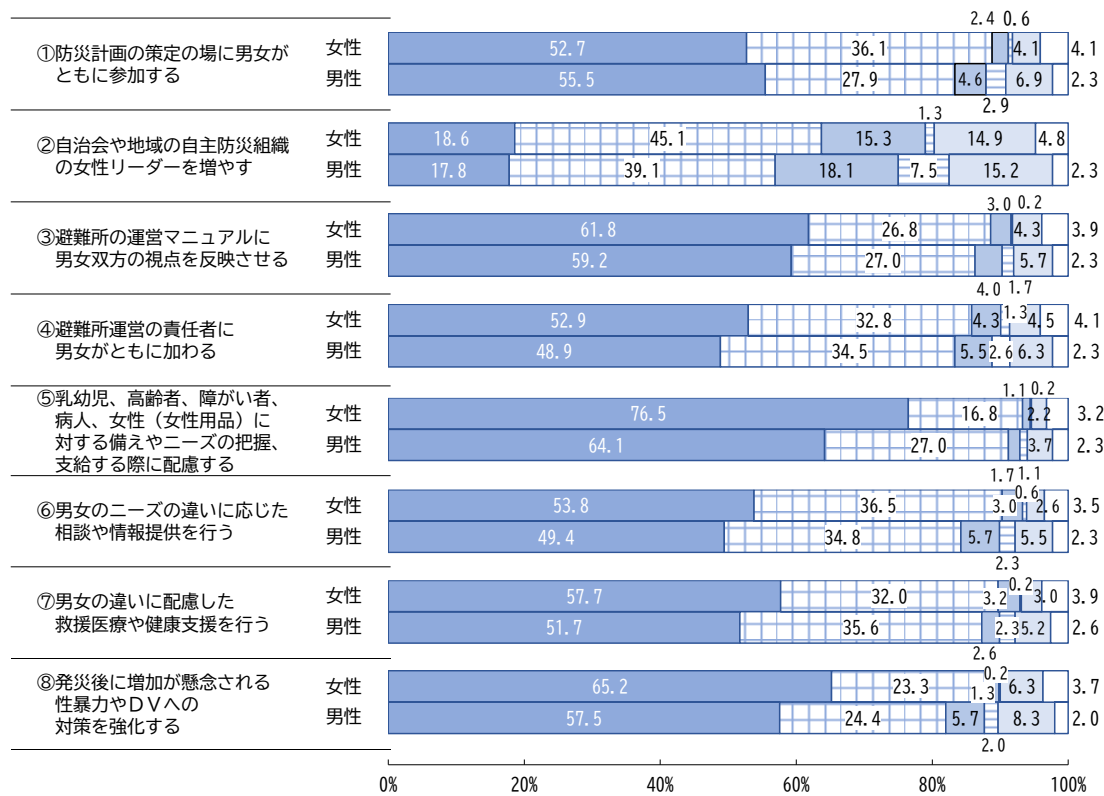
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
27	●男女共同参画センター及び男女共同参画フロアを男女共同参画の推進拠点としての充実を図り、男女共同参画を推進する団体の活動を促進します。	42	男女共同参画センター及び男女共同参画フロアの活用促進、男女共同参画を推進する団体の活動促進	男女共同参画センター
28	●長岡京市の市民活動の拠点である市民活動サポートセンターが男女共同参画の視点に基づき、市民活動に参加・参画したい市民のサポートを実施します。	43	市民活動サポートセンターでの活動支援	自治・共助振興室

【性別に配慮した防災対策の取り組みの必要度（市民意識調査）】

すべての項目において、『必要だと思う』（「とても必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の合計）は男性より女性で高くなっています。

上段：女性(n=463)

下段：男性(n=348)



取組方針8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事と育児の両立や育児・介護休業の整備、勤務時間の柔軟化等法整備が進む中、制度の周知や利用しやすい職場環境づくりが必要です。企業や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進することの利点や、多様で柔軟な働き方の導入や育児・介護休業等が取得しやすい環境整備などの情報提供と啓発を行います。

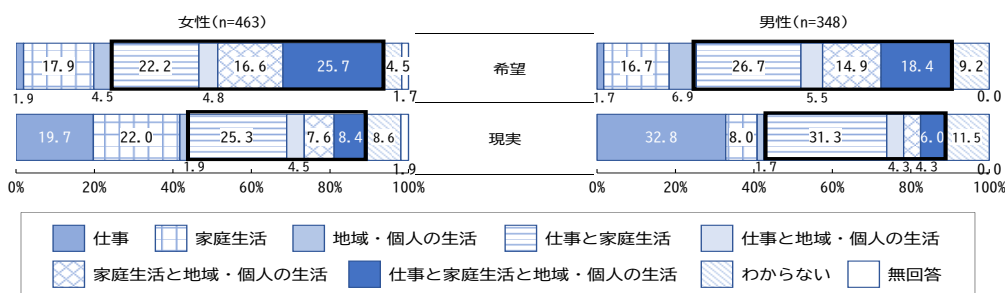
ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の問題だけでなく、事業所の理解促進や社会全体での意識の共有が重要であることから、様々な機会をとらえて啓発を行い、社会全体での意識づくりを進めます。

施策の方向16 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
29	●男女平等・男女共同参画の視点に立って「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市教育振興基本計画」に基づく子育て支援事業を推進します。	44	保育サービスの充実	子育て支援課
		45	放課後児童クラブの実施	生涯学習課
30	●男女平等・男女共同参画の視点に立って、子育てと仕事の両立を図るための様々な子育て支援事業を推進します。	46	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育て支援課
		47	病児・病後児保育サービスの実施	子育て支援課
31	●高齢者を介護する家族に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行います。	48	家族介護者への支援	高齢介護課
		49	介護保険サービスの利用促進	高齢介護課

【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（市民意識調査）】

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）」の優先度についての希望と現実では、男女ともに複数をとともに優先したいと希望している人は多いですが、現実にはできている人は少なくなっています。



◆ファミリーサポートセンター事業

子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動。

施策の方向 17 男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進

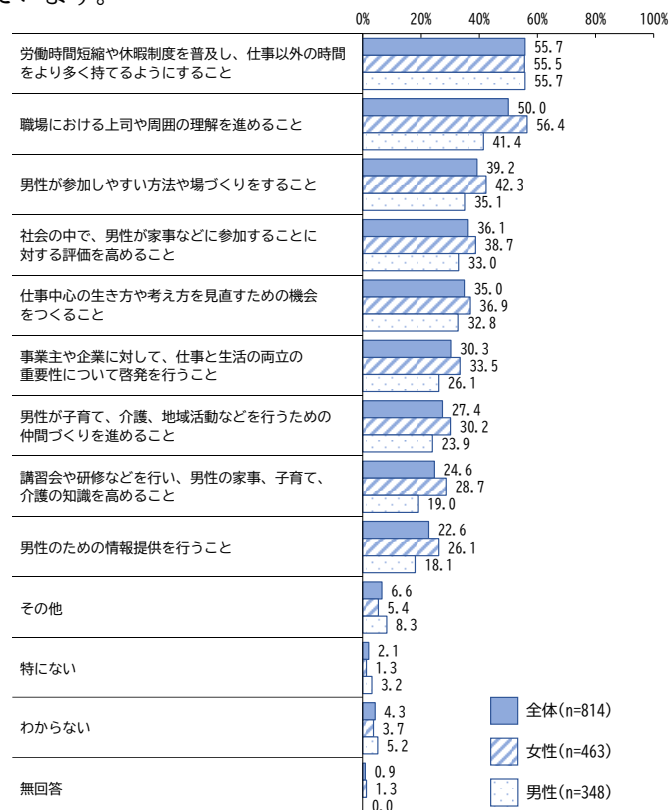
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
32	●男性が生活面の技術を習得する機会を提供します。 ●男性が育児、家庭生活、地域活動に積極的に参画できるよう啓発及び学習機会を提供します。	50	仕事と家庭生活等の両立支援に関する学習機会の提供	男女共同参画センター
				中央公民館

施策の方向 18 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
33	●次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について情報を提供します。 ●事業所へ多様で柔軟な働き方や両立支援制度の充実等、職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。 ●育児休業等取得促進に向けた啓発や情報提供を推進します。	51	商工会を通じたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画センター 商工観光課
		52	特定事業主行動計画の推進	職員課
		53	育児及び介護休業、介護休暇等取得の啓発及び情報提供	職員課

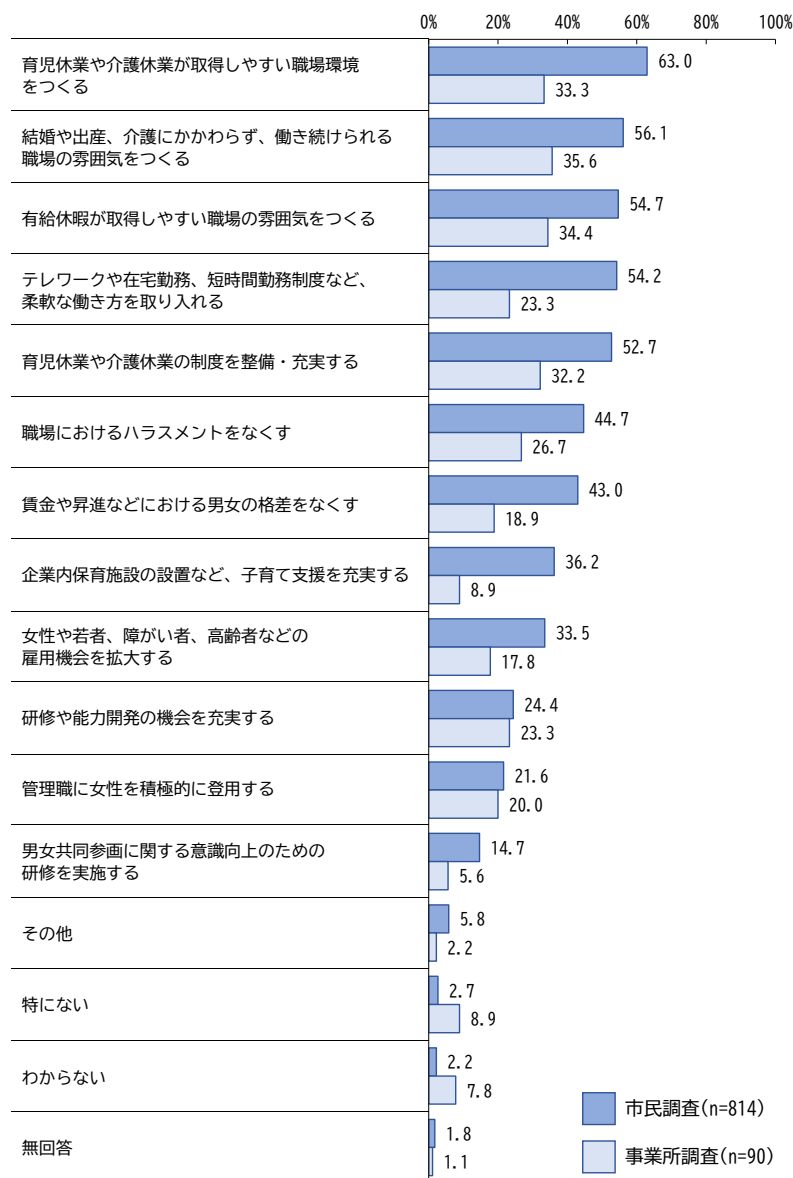
【男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと】 (市民意識調査)

性別にみると、女性で「職場における上司や周囲の理解を進めること」が、男性より 15.0 ポイント高くなっています。



【いきいきと働ける職場をつくるために企業が力を入れるべきこと（市民・事業所意識調査）】

市民意識調査の方が「育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境をつくる」や「テレワークや在宅勤務、短時間勤務制度など、柔軟な働き方を取り入れる」と回答した割合が事業所意識調査と比べ 30 ポイント程度高く、制度の充実を望む割合が高い結果となっています。



◆テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

取組方針9 ハラスメント防止への取り組み

職場や就職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント等が行われない職場づくりが大切です。

ハラスメントは、職場だけではなく、家庭や地域など日常のあらゆる場面に存在します。

事業所に対して法律の改正内容等の周知や情報提供を行い、意識の醸成に向けた働きかけを行うとともに、地域団体などを通じて、ハラスメント防止に向けた意識啓発への取組を行います。

施策の方向 19 様々なハラスメント防止の働きかけと周知

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
34	● 地域や事業所における、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止の啓発をします。 ● 研修等の情報提供等を通じてハラスメントを起こさない地域・職場づくりを促進します。	54	地域団体等を通じて、市民・地域でのハラスメント防止に関する意識啓発	男女共同参画センター
		55	商工会、商店街等を窓口にして、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止に関する事業主の講ずべき措置に関する情報提供	商工観光課
35	● 庁内における防止対策として、ハラスメント研修を実施します。 ● ハラスメントを起こさない職場づくりを徹底します。 ● 相談・支援体制を充実します。	56	ハラスメントに関して講ずべき措置についての指針の周知徹底	職員課
		57	相談体制の周知及びハラスメント研修の実施	職員課

◆セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。男女雇用機会均等法では、職場において行われる性的な言動に対する対応によって労働条件について不利益を受けること（対価型）、又は職場において行われる性的な言動により就業環境が害されること（環境型）を指し、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の義務が規定されている。

◆マタニティ（パタニティ）・ハラスメント

妊娠・出産を理由に職場において不利益を受けたり、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

◆パワー・ハラスメント

職場のパワー・ハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される、という3つの要素を満たすものをいう。業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。

◆カスタマー・ハラスメント

過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるものや、主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題がある行為。暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれる。

重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援

《DV防止基本計画》《困難女性支援基本計画》

- ・ドメスティックバイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのあらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、多様な機会を通じて啓発活動を推進していく必要があります。
- ・身近な相談窓口である男女共同参画センターの周知に努めるとともに、気軽に相談できる機会の確保や、安心して相談できる体制の充実、早期発見による迅速な対応、関係機関との連携などが必要です。
- ・困難な問題を抱える人が、早期から切れ目なく支援が受けられるよう関係機関や民間団体との協働が必要です。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数（全国の被害者状況）】

認知・相談件数は増加しています。また、すべての内容で7割以上が女性となっています。

（単位：件、％）

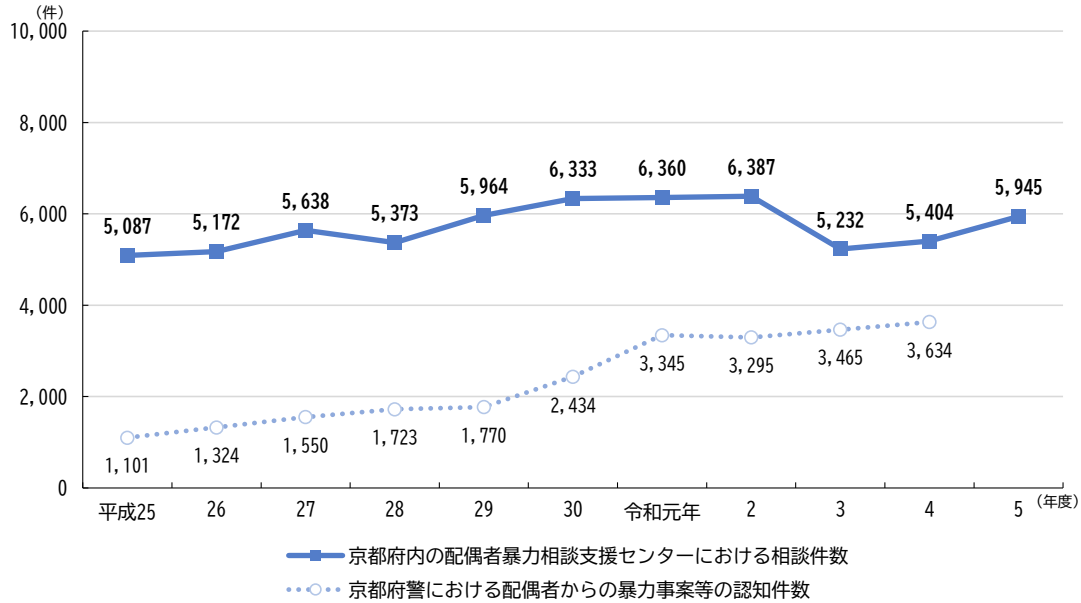
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
不同意性交等	認知件数	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	701	712	624	749	729
	うち女性	613	613	541	655	641
	女性割合	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	337	389	390	526	588
	うち女性	276	322	322	411	461
	女性割合	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
私事性的画像被害※	相談件数	1,570	1,628	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	90.9	88.0	86.5	84.3	77.3

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

資料：警察庁統計資料

【京都府のDV関係の相談・認知件数】

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和3(2021)年度に減少するも増加傾向にあります。京都府警におけるDV認知件数は、年々増加傾向にあり令和元(2019)年度からは3,000件を超えています。



資料：内閣府男女共同参画計画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」
京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」

【男女共同参画センターで受け付けた相談件数の推移】

男女共同参画センターで受け付けた相談件数は、令和6(2024)年度には823件と前年度から増加しています。

女性の相談室

(単位: 件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般相談(面接・電話)	583	593	767	646	697
うちDV	86	71	114	76	71
女性のカウンセリングルーム	74	96	105	105	100
うちDV	1	5	10	8	15
法律相談	21	22	29	24	26
うちDV	1	1	3	2	0
合計	678	711	901	775	823
うちDV	88	77	127	86	86
DV割合	13.0	10.8	14.1	11.1	10.4

資料：長岡京市

男性の相談室

(単位: 件、%)

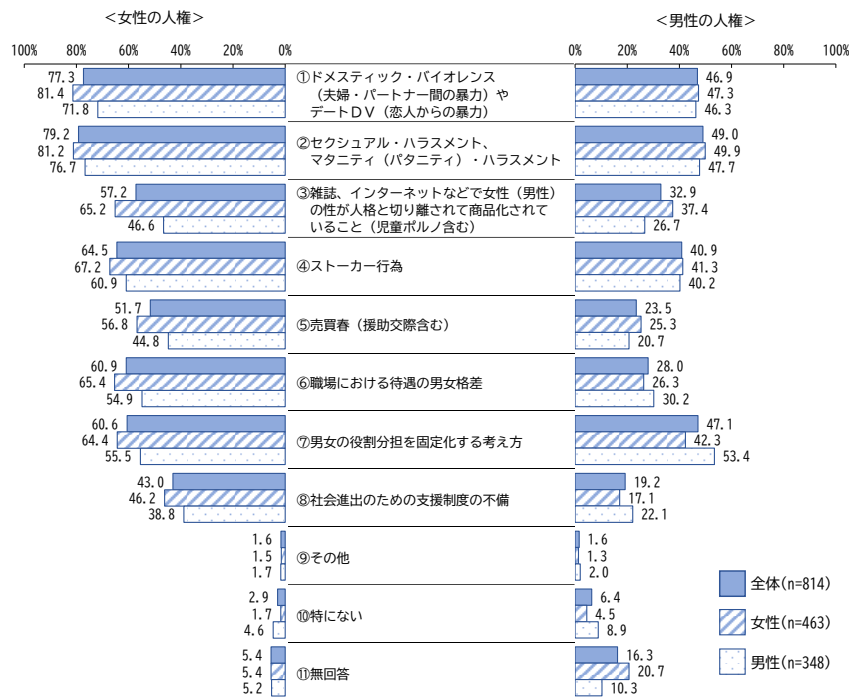
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性の電話相談	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
合計	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
DV割合	0	0	0	0	0

資料：長岡京市

【人権が侵害されていると思うこと（市民意識調査）】

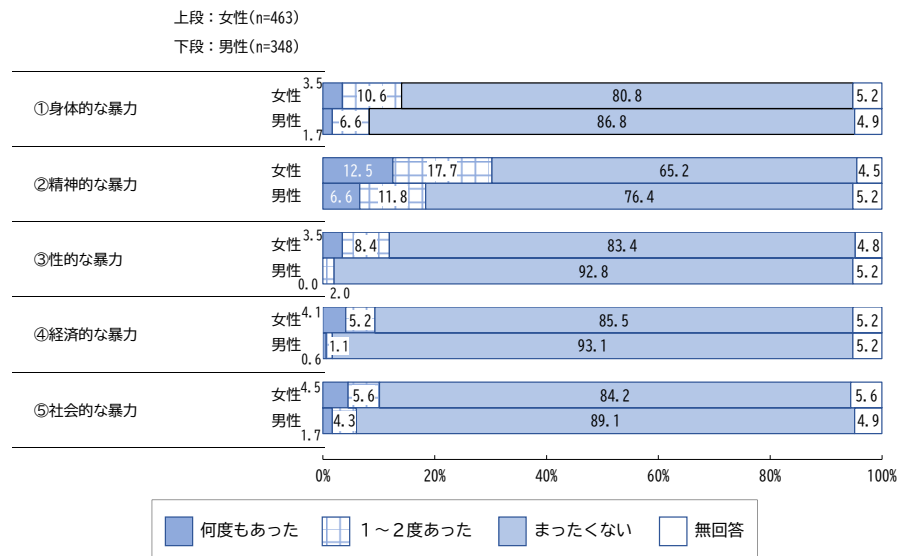
女性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「①ドメスティック・バイオレンス（夫婦・パートナー間の暴力）やデートDV（恋人からの暴力）」（81.4%）、男性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（76.7%）が最も高くなっています。「③雑誌、インターネットなどで女性（男性）の性が人格と切り離されて商品化されていること（児童ポルノ含む）」は、女性で 65.2%と男性より 18.6 ポイント高くなっています。

男性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（49.9%）が最も高くなっています。男性では「⑦男女の役割分担を固定化する考え方」（53.4%）が最も高くなっています。



【配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験（市民意識調査）】

配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験は女性が多くなっています。特に、「②精神的な暴力」は3割を超えています。



取組方針 10 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。依然として、女性に対する暴力は、家庭、職場、学校など日常の様々な場面において生じており、暴力の問題の重要性が十分理解されているとはいえない状況です。特に同意のない性的な行為は性暴力であるという認識を持ち、互いに気持ちを確認める**性的同意**が必要であるということを、社会全体の共通認識とすることが大切です。

誰もが、被害者にも加害者にもなることなく安心して暮らせる社会を目指し、幼い頃から早期に体の大切さ等を伝えるとともに、あらゆる暴力防止に向けた意識啓発を進めていきます。

施策の方向 20 あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
36	●DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、 ストーカー行為 、性暴力、売買春等の女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、児童虐待とDVには密接な関係があることを踏まえ、女性に対する暴力を許さない意識の浸透を図ります。	58	DV防止啓発講座の開催及びDV防止啓発事業の充実	男女共同参画センター
37	●あらゆる暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。 ●暴力被害への未然防止や相談窓口の周知を図ります。	59	若年層へのDV等防止啓発事業の推進	男女共同参画センター
		60	「デートDV」防止啓発冊子等を利用した学習機会の提供	学校教育課
38	●男女共同参画の視点に立って性暴力の実態や正しい認識についての啓発を行います。	61	性暴力などの防止に向けた啓発と情報提供	男女共同参画センター
		62	保育所児童へ体の大切さや守る方法の啓発	子育て支援課

◆性的同意

性にまつわることについて、相手の意思を互いに確認すること。

◆ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為などを反復して行うこと。

取組方針 11 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護

ドメスティック・バイオレンスには、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「怒鳴る」「無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」「お金を自由に使わせない」などの経済的暴力、「性的行為の強要」「避妊に協力しない」などの性的暴力、「友人などとの付き合いを制限する」「スマホをチェックする」などの行動規制なども含まれ、さらに、これらの暴力が複合的に振るわれることで、DVの問題を複雑化、深刻化させています。

DVは親密な間柄で起こることから潜在化しやすい傾向にあり、配偶者等からの暴力の予防及び早期発見のため根絶に向けた啓発活動を実施するとともに、被害者が相談しやすい体制や被害者に配慮した対応が必要です。被害者保護から自立支援に向けてDV対策ネットワーク会議や関係機関と連携のうえ、被害者保護の徹底に取り組みます。

また、DV被害をなくすためには、加害者への対応も念頭におく必要があることから、関係機関との連携強化により、包括的な支援を進めます。

施策の方向 21 被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
39	● 京都府配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。 ● DV被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど被害者への包括支援を行います。 ● 緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	63	DV対策ネットワーク会議及びDV対策ケース検討会議の運営及び関係機関、児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待ネットワーク機関との連携	男女共同参画センター
		64	関係機関と連携した被害者保護体制の充実	男女共同参画センター
40	● 児童虐待とDVには密接な関係があることを踏まえ、健診や各種相談、保育所・幼稚園・学校等における子どもの状態など、様々な機会を通して児童虐待とDVの早期発見に努めます。	65	育児支援家庭訪問事業の実施	こども家庭センター
		66	「要保護児童対策地域協議会」の運営及び関係機関との連携	こども家庭センター
		67	家庭児童相談室の充実	こども家庭センター
41	● DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務における措置の徹底を図ります。 ● 被害者の個人情報保護について、職員間の認識の共有と徹底を図ります。	68	住民票・戸籍附票の発行制限及び閲覧制限、情報開示の制限及び個人情報保護の徹底	市民課
42	● 被害者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携して継続的な支援を行います。 ● 被害者支援の一環として、京都府のDV加害者プログラムなどの周知を図ります。	69	関係機関と連携した被害者への自立支援と加害者への更生支援	男女共同参画センター

◆DV加害者プログラム

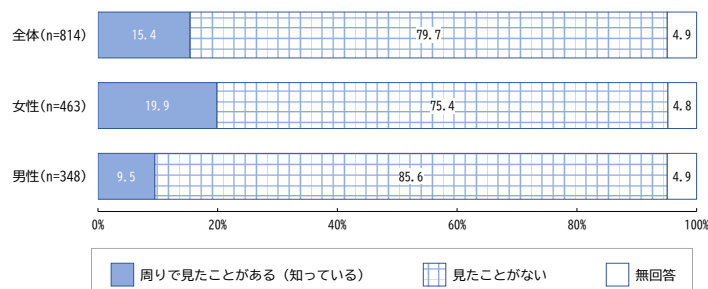
教育によりDV加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV被害者の安全確保と被害からの回復を図る。

困難を抱える人の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労困難、病気、住まいの不安定、メンタルヘルスなど多岐にわたり、また課題を複数抱える場合が多くあります。

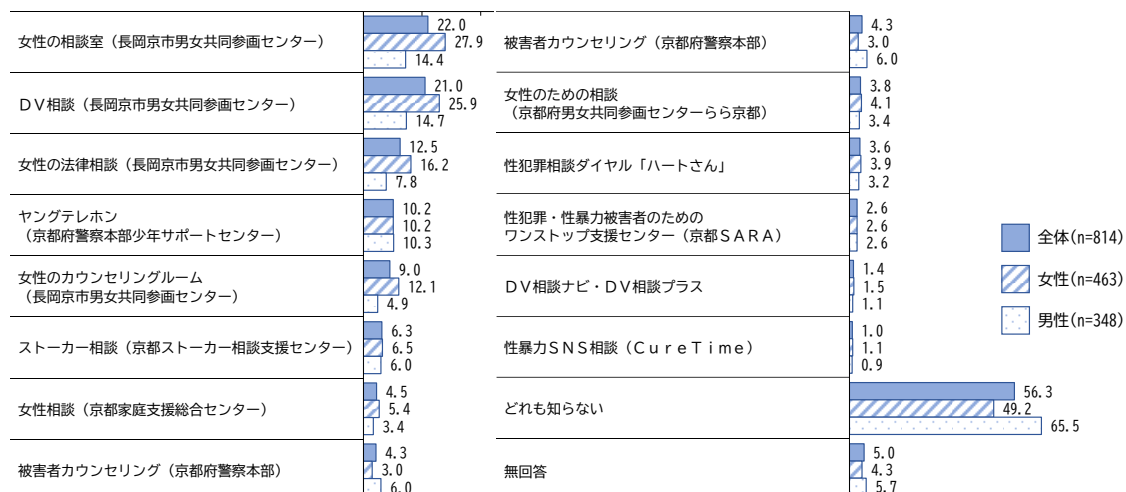
施策の方向 22 相談しやすい環境づくり

施策 番号	施策の内容	事業 番号	主な事業内容	担当課
43	●市民に身近な相談窓口として、相談しやすい環境を整えます。 ●民間団体と協働により、早期発見につなげます。	70	相談体制の充実と民間団体との連携	男女共同参画センター

性別にみると、困難な問題を抱えている女性を「周りで見たことがある（知っている）」が女性で19.9%と男性より10ポイント以上高くなっています。



知っている相談機関は、「女性の相談室（長岡京市男女共同参画センター）」「DV相談（長岡京市男女共同参画センター）」で2割を超えています。また、男性で相談機関を「どれも知らない」が65.5%と女性より15ポイント以上高くなっています。



取組方針 13 様々な状況にある人への支援と環境整備

市民にとって最も身近な相談機関として様々な状況にある人が抱える相談を一人ひとりの状況に応じた支援を実施するための相談体制が必要です。相談は多種多様であり複合的な状況である場合もあることから、関係部署や関係機関とのネットワーク体制により細かな支援を実施し、誰もが安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。

施策の方向 23 相談・支援体制の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
44	- 様々な悩みに応じた相談窓口の設置や関係機関との連携を行います。 - 人権意識や男女共同参画等の視点に立った相談員の資質向上に努めます。	71	「女性の相談室」「男性電話相談」	男女共同参画センター
		72	福祉なんでも相談	地域福祉連携室
		73	障がい者地域相談	障がい福祉課
		74	高齢者相談	高齢介護課
		75	人権相談	共生社会推進課
45	関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	76	困難な問題を抱える女性への支援に係る関係機関との連携強化	男女共同参画センター
46	- 京都府配偶者暴力相談支援センターや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）等、相談機関の周知を図ります。 - 関係機関と連携し被害者支援を進めます。	77	相談窓口の周知と連携強化	男女共同参画センター

施策の方向 24 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

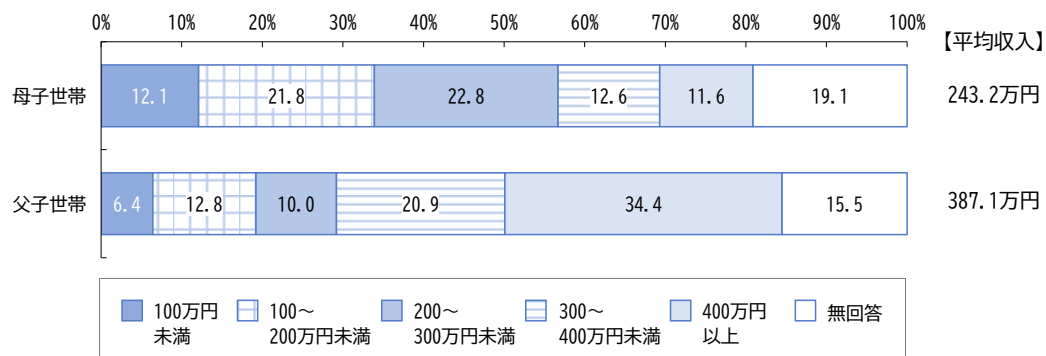
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
47	- 就労に関する情報を提供します。 - 関係機関と連携した就労相談の体制を充実します。	78	就労支援にかかる情報提供及びネットワーク会議の運営	地域福祉連携室
48	高齢者の就労機会を確保するため、シルバー人材センターと連携し、男女ともに就労機会等の拡大に努めます。	79	高齢者の就労機会等の拡大	高齢介護課
49	- 男女共同参画の視点に立って高齢者虐待の予防と関係機関との連携を強化します。 - 地域における高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施します。	80	高齢者虐待の予防に関する情報発信とネットワーク会議の運営	高齢介護課
50	男女共同参画の視点に立って障がい福祉を総合的に推進します。	81	障がい福祉支援体制の充実	障がい福祉課
51	在住外国人をはじめとする複合差別を受けやすい立場の人に向けた情報提供や相談機関との連携を行います。	82	多言語による相談窓口の周知や相談機関との連携	男女共同参画センター

施策の方向 25 ひとり親家庭への支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
52	●ひとり親家庭の母親や父親及び子どもに対して、総合的な自立を手助けします。	83	相談の充実、就労や子育て支援に関する情報提供	男女共同参画センター
		84	児童扶養手当の支給	子育て支援課
		85	母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業）の周知	子育て支援課
		86	ひとり親医療費の支給	医療年金課

【母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（京都府）】

年間就労収入は、母子世帯で「200～300 万円未満」、父子世帯で「400 万円以上」の占める割合が最も多く、平均収入が母子世帯は 243.2 万円であるのに対し、父子世帯では 387.1 万円となっています。平成 28（2016）年度調査に比べると増加しています（前回母子世帯 209 万円、父子世帯 358.2 万円）。しかし、母子と父子では平均収入に差があり、父子に比べ母子世帯は収入が少ない状況です。



資料：令和 3（2021）年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書（概要版）

重点目標Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現

- ・一人ひとりが身体的性差を十分に理解し、生涯を通じて心身の健康管理ができるよう取り組む必要があります。
- ・特に、女性は思春期、妊娠・出産期、更年期などにおいて、男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活が大きく影響を受けることがあります。自分の身体を大切にし、自らが決定をすることができるという認識を持つよう、すべての人が性と生殖に関する差別や誤った認識をなくしていく必要があります。

【がん検診実施状況（長岡京市）】

がん検診の受診状況は、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率は上昇傾向となっている一方で、その他の検診では横ばい傾向となっています。

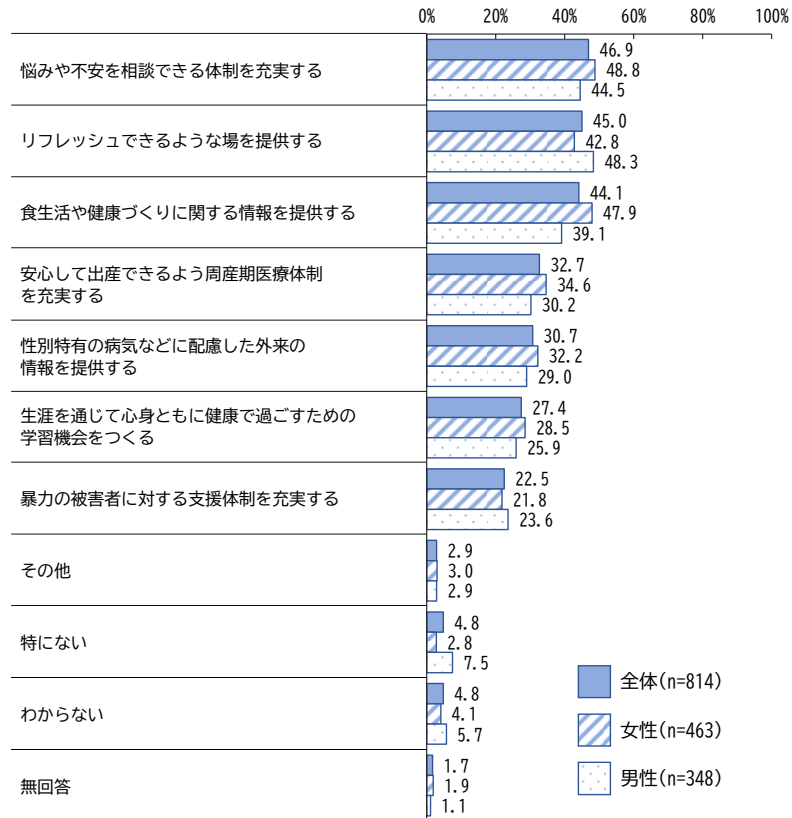
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳がん検診※	対象者	26,367 人	26,520 人	26,716 人
	受診者	1,370 人	1,542 人	1,500 人
	受診率	9.7%	10.9%	11.3%
子宮頸がん検診※	対象者	34,655 人	34,857 人	35,088 人
	受診者	1,540 人	1,760 人	1,896 人
	受診率	9.0%	9.4%	10.4%
前立腺がん検診	対象者	13,938 人	14,105 人	14,342 人
	受診者	2,781 人	2,578 人	2,571 人
	受診率	20.0%	18.3%	17.9%
大腸がん検診	対象者	49,713 人	49,982 人	50,343 人
	受診者	4,290 人	4,004 人	4,129 人
	受診率	8.6%	8.0%	8.2%
肺がん検診	対象者	49,713 人	49,982 人	50,343 人
	受診者	1,170 人	1,125 人	1,222 人
	受診率	2.4%	2.3%	2.4%
胃がん検診	対象者	49,713 人	37,846 人	38,611 人
	受診者	658 人	415 人	489 人
	受診率	1.3%	2.2%	2.3%
胃がんリスク検診	対象者	979 人	2,519 人	2,342 人
	受診者	134 人	357 人	318 人
	受診率	13.7%	14.2%	13.6%

※乳がん検診、子宮頸がん検診は、隔年受診のため、対象者数に対する受診者の割合と受診率は一致しない。

資料：長岡京市

【心とからだの健康を保つために必要な取り組み（市民意識調査）】

女性では「悩みや不安を相談できる体制を充実する」（48.8%）、男性では「リフレッシュできるような場を提供する」（48.3%）が最も高くなっています。



取組方針 14 性と生殖に関する健康と権利に基づく女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって性と生殖に関わる心と体の健康が保たれることです。一方、リプロダクティブ・ライツとは、自分の体に関して自分の意思が尊重され、自己決定できるための権利が基本的人権として保障されるという考え方です。

若年層に向けた予期せぬ妊娠や性感染症を予防するためには、正しい知識を学ぶ機会の提供や、「性的同意」をはじめとして、パートナー間で話し合うことにより、お互いが対等で尊重し合える関係をつくるための啓発など、様々な学習機会を提供し、女性の健康支援に取り組めます。

安心して産み育てることのできる環境整備を進めるとともに、妊娠などについて、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発を行います。

施策の方向 26 性に関する理解と性感染症予防などの啓発

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
53	- 性と生殖に関する健康と理解（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の認識を深める学習機会の提供や環境整備に努めます。 - 性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	87	性と生殖に関する情報や学習機会の提供、生理用品の設置	男女共同参画センター
54	成長過程に応じて、性に関する指導の中に現代の問題である性感染症や薬物依存等も取り入れた学習を行います。	88	性に関する指導の充実	学校教育課

施策の方向 27 安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
55	- 妊娠・出産・育児について正しい理解を得ることを促進します。 - 安心して妊娠・出産・育児ができる環境を提供します。	89	長岡京子育てコンシェルジュ事業の実施	こども家庭センター
		90	子育て応援教室の実施	こども家庭センター
		91	新生児訪問事業の実施	こども家庭センター
		92	医師・心理等発達相談事業の実施	こども家庭センター
		93	不妊症・不育症治療助成金制度の実施	医療年金課

◆子育てコンシェルジュ事業

保健師・助産師・栄養士等の専門職がチームとなって、市民の妊娠・出産・子育てをサポートする事業。

◆子育て応援教室

保護者が安心して育児が行えるよう、正しい知識の提供、こどもの健康増進や疾病予防の取組として、Hello Baby教室や離乳食教室、10か月児教室、1歳3か月児の教室などを実施。

取組方針 15 生涯を通じた健康づくりの支援

誰もが性別にかかわらず、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し合うことが重要です。また、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要です。特に女性は、妊娠・出産期、更年期など男性とは異なる健康上の問題に直面することもあります。

ストレスの多い現代社会では、心の健康に問題を抱える人も増えています。

すべての人が、心と体の健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、性別や年代にかかわらず、必要に応じた相談体制の充実に努めます。

施策の方向 28 ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
56	●プレコンセプションケアとは、若い男女が将来のライフプランを考え日々の生活や健康と向き合うことであることから、様々な機会を捉え、性や健康に関する正しい知識の普及を行います。	94	性や健康に関する正しい知識の普及	こども家庭センター健康づくり推進課
57	●市民がライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。 ●性別や年代別の心身の健康や疾病・介護予防など、健康に関する正しい知識の普及、啓発を進めます。 ●疾患や障がいを持っていても、地域でその人らしく生活できるよう心身機能の低下防止のための支援を行います。	95	総合型地域スポーツクラブの推進	文化・スポーツ振興課
		96	健康づくり教育事業、生活習慣病予防事業、健康づくり実践・啓発事業の実施	健康づくり推進課
		97	一般介護予防事業の充実	高齢介護課
		98	地域リハビリテーション事業の実施	健康づくり推進課
58	●健診事業などを通じて疾病の早期発見・早期治療の啓発、相談などを行います。 ●心身の健康や疾病予防のため、特定健診等の受診や保健指導を推進します。	99	成老人健康診査・がん検診事業、後期高齢者健康診査事業及び保健指導の実施	健康づくり推進課
		100	国民健康保険被保険者特定健康診査及び保健指導の実施	国民健康保険課
59	●未然に自殺を防止する対策を進めます。	101	こころの体温計事業の実施	地域福祉連携室
60	●専門機関と連携して相談体制を充実します。	102	教育相談の実施	教育支援センター

◆こころの体温計事業

パソコンや携帯電話・スマートフォンから市ホームページにアクセスして簡単な質問に答えるだけで、心の健康状態をチェックできるメンタルヘルスチェックシステム。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、広範かつ多岐にわたる取組を展開していかなければなりません。これらの取組を総合的、効率的に進めていくため、市内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市そのものが男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのため、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりに努めます。

- 1) 男女共同参画審議会の設置：有識者や市民代表で構成される「長岡京市男女共同参画審議会」を設置し、施策の実施状況の報告並びに市民の苦情申し出などへの検討を行います。
- 2) 男女共同参画推進本部の設置：市長を本部長とする市内推進組織である「長岡京市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。
- 3) 男女共同参画推進本部幹事職員の配置：本計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、市内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、関係各課に男女共同参画推進本部幹事職員を配置します。
- 4) 財源の確保：計画推進のために必要な財源の確保に努めます。

(2) 市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることで主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取組を進めます。

(3) 男女共同参画施策推進拠点の充実

本市では、性別にかかわらず、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できるよう、総合的な男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開を図るため、平成 31 (2019) 年 4 月より男女共同参画センターを開設しています。

誰もが自分の持っている力を発揮することができる機会をつくり、支援する場を提供するため、男女共同参画センター“いこ～る”プラス及び男女共同参画フロア“いこ～る”を、本市の男女共同参画の推進拠点施設として、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

また、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。

◆共同と協働

共同も協働もともに複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

「長岡京市市民協働のまちづくり指針」では、「市民協働」とは、異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと、としている。

2. 計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、長岡京市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。施策の評価にあたっては、可能な限り数値目標や各種統計や調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測るとともに、男女共同参画の視点から男女別数値の把握ができるよう、その整備を進めます。

また、本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。数値目標を掲げる重点施策の達成状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告し、その進捗状況を市民にわかりやすく公表します。